

千葉県過疎地域持続的発展方針

(令和8年度 ～ 令和12年度)

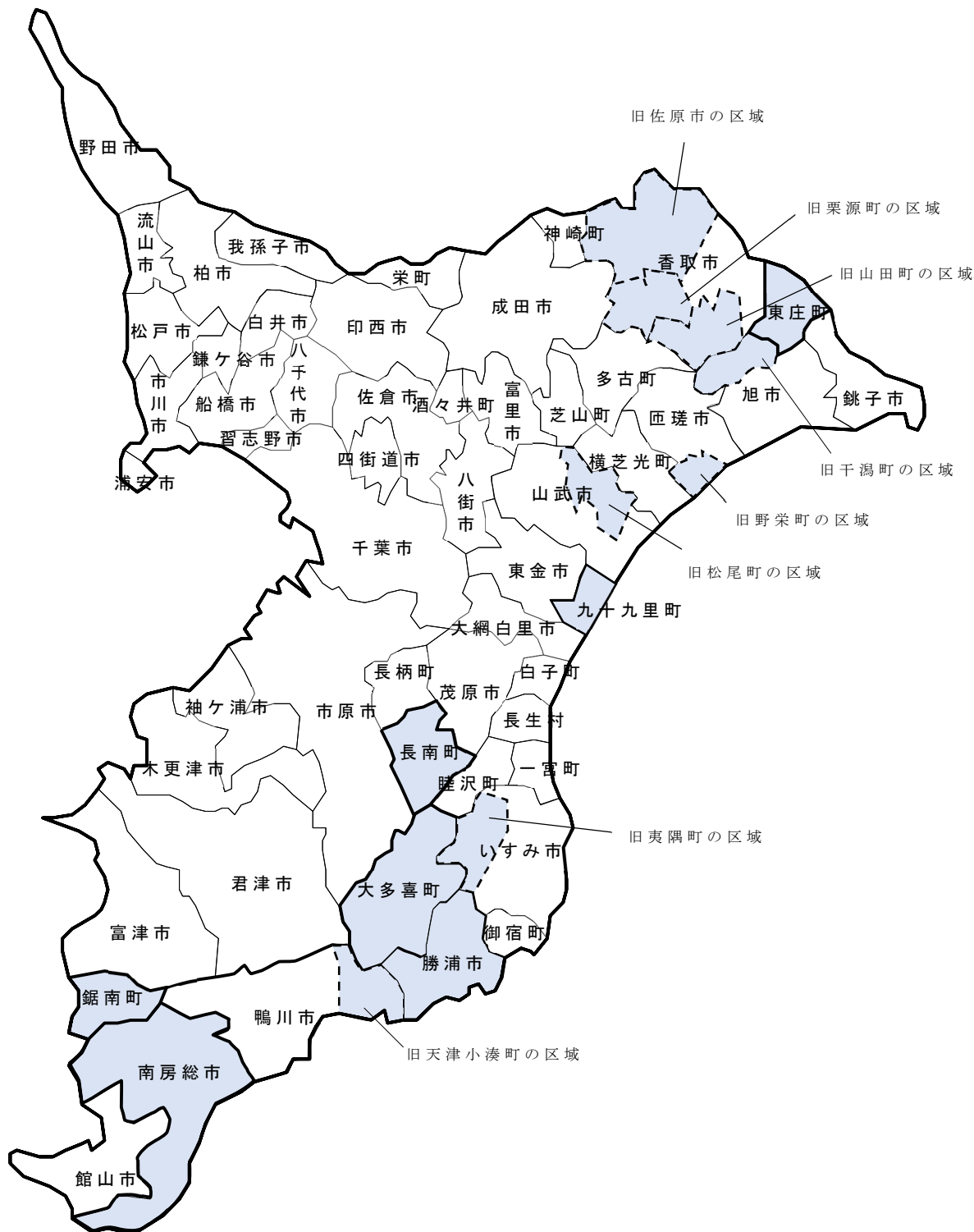
令和8年4月改定

千 葉 県

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

千葉県の過疎地域

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)



目 次

1	基本的な事項	
(1)	過疎地域の現状と課題	1
(2)	過疎地域の持続的発展の基本的な方向	7
(3)	広域的な経済社会生活圏との関連	8
(4)	方針及び計画の一体的策定	8
2	移住・定住・二地域居住の促進、人材の確保・育成	
(1)	移住・定住・二地域居住の促進、人材の確保・育成の方針	8
(2)	移住・定住・二地域居住の促進	8
3	産業の振興	
(1)	産業振興の方針	9
(2)	農林水産業の振興	9
(3)	地域産業の振興	13
(4)	企業誘致	13
(5)	起業、新事業への取組の促進	13
(6)	商業の振興	13
(7)	観光の振興	14
(8)	多様な働き方の推進	14
4	地域におけるDXの推進	
(1)	地域におけるDX推進の方針	15
(2)	電気通信設備の整備	15
(3)	DXの推進	15
5	交通施設の整備、交通手段の確保の促進	
(1)	交通施設の整備、交通手段の確保の方針	15
(2)	国道、県道及び市町村道の整備	15
(3)	農道、林道の整備	17
(4)	交通確保対策	18
6	生活環境の整備、災害対応力の強化	
(1)	生活環境の整備、災害対応力の強化の方針	19
(2)	水道施設、污水处理施設等の整備	19
(3)	消防・救急施設の整備	21
(4)	孤立集落対策の推進	21

7	子育てを支える環境の充実、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	
(1)	子育てを支える環境の充実、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進の方針	22
(2)	子育てを支える環境の充実	23
(3)	高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策	23
(4)	障害者福祉の向上及び増進を図るための対策	23
(5)	ライフコースアプローチをふまえた健康づくり	23
8	医療の確保	
(1)	医療の確保の方針	23
(2)	医療サービスの充実を図るための対策	24
(3)	保健サービスの拡充を図るための対策	27
9	教育の振興	
(1)	教育の振興の方針	28
(2)	公立高等学校等の教育施設の整備及び利活用	29
(3)	図書館、集会施設、体育施設、社会教育施設等の機能の充実等	29
10	集落の整備	29
11	地域文化の振興等	30
12	再生可能エネルギーの利用の推進	30

別紙 千葉県過疎地域持続的発展計画

※合併前市町村の記載について

各種統計において、合併前市町村と現在の市町村の数値を切り分けることが困難である場合は、現在の市町村全体の数値を計上している。

その場合は、それぞれ文・表中の注に記載されている。

策定の趣旨

この千葉県過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定により、令和8年度から令和12年度における千葉県の過疎地域の持続的発展を図るために定めるものであり、市町村が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものである。

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と課題

ア 過疎地域の現状

本県の過疎地域は、勝浦市、南房総市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、鋸南町、旭市の旧干潟町の区域、鴨川市の旧天津小湊町の区域、匝瑳市の旧野栄町の区域、香取市の旧佐原市、旧山田町、旧栗源町の区域、山武市の旧松尾町の区域、いすみ市の旧夷隅町の区域の8市5町である。

(ア) 人口等の推移

① 県全体

- ・本県の総人口は昭和35年から令和2年の60年間で約2.7倍増加し、約628万人である。
- ・昭和45年、昭和50年の増加率は、対前回比（5年前）でそれぞれ20%以上だったが、増加率は年々低下しており、令和2年の増加率は対前回比1%である。

② 過疎地域

- ・昭和35年以降減少し続けており、令和2年に約19万人となり、昭和35年と比べ約38%の減少である。
- ・減少率は平成27年で対前回比7.5%となり、令和2年の減少率は対前回比9.1%である。 (表1・図1)

(イ) 少子高齢化

① 県全体

- ・令和2年において、高齢者数は約170万人であり、高齢者比率は昭和35年で6.4%に対し、令和2年では27.1%である。
- ・令和2年において、若年者数は約91万人であり、若年者比率は昭和35年で26.1%に対し、令和2年では14.5%である。

② 過疎地域

- ・令和2年において、高齢者数は約7.8万人であり、高齢化比率は昭和35年で8.2%に対し、令和2年では41.3%である。
- ・令和2年において、若年者数は約1.9万人であり、若年者比率は昭和35年で20.8%に対し、令和2年では10.2%である。 (表1)

図1 人口の推移について

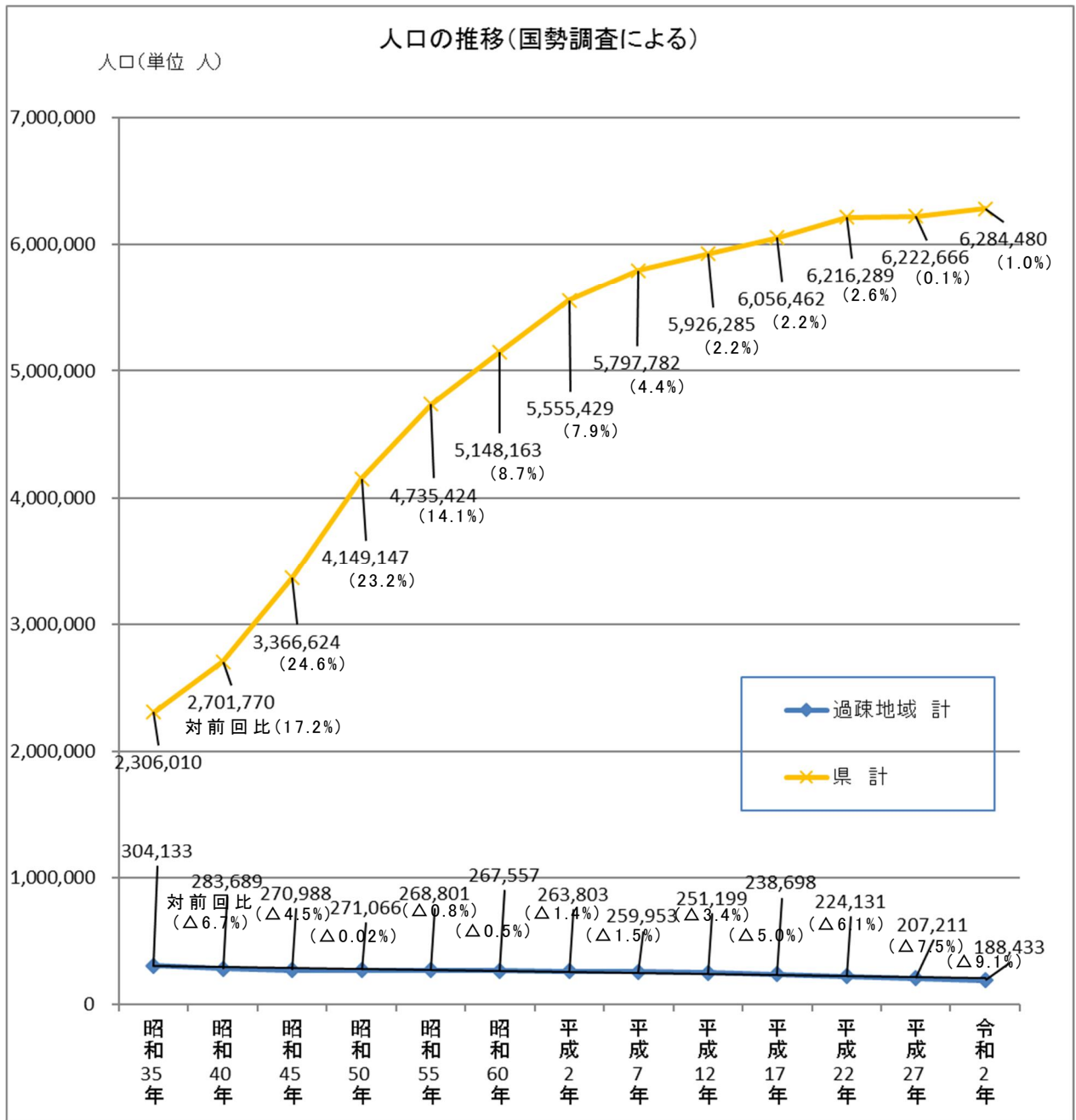


表1 人口等の推移

		S35	S45	S50	S55	H7	H17	H22	H27	R2
千葉県	人口計(人)	2,306,010	3,366,624	4,149,147	4,735,424	5,797,782	6,056,462	6,216,289	6,222,666	6,284,480
	S35比増減率(%)	—	46	80	105	151	163	170	170	173
	高齢者数(人)	147,098	210,940	261,205	330,188	651,789	1,060,343	1,320,120	1,584,419	1,699,991
	高齢者比率(%)	6.4	6.3	6.3	7.0	11.2	17.5	21.2	25.5	27.1
	若年者数(人)	600,981	942,953	1,022,785	992,008	1,379,120	1,079,623	960,465	900,040	909,234
若年者比率(%)	26.1	28.0	24.7	20.9	23.8	17.8	15.5	14.5	14.5	
勝浦市	人口計(人)	31,141	28,065	26,755	25,462	24,328	22,198	20,788	19,248	16,927
	S35比増減率(%)	—	△10	△14	△18	△22	△29	△33	△38	△46
	高齢者数(人)	2,522	2,931	3,366	3,855	5,335	6,409	6,775	7,265	7,290
	高齢者比率(%)	8.1	10.4	12.6	15.1	21.9	28.9	32.6	37.7	43.1
	若年者数(人)	6,452	6,386	5,002	4,250	5,331	4,548	3,954	3,487	2,514
若年者比率(%)	20.7	22.8	18.7	16.7	21.9	20.5	19.0	18.1	14.9	
南房総市※	人口計(人)	66,484	58,801	57,323	55,652	48,945	44,763	42,104	39,033	35,831
	S35比増減率(%)	—	△12	△14	△16	△26	△33	△37	△41	△46
	高齢者数(人)	6,625	7,227	7,976	8,920	12,753	15,066	15,784	16,826	16,895
	高齢者比率(%)	10.0	12.3	13.9	16.0	26.1	33.7	37.5	43.1	47.2
	若年者数(人)	13,197	11,966	10,381	8,477	6,210	4,667	3,791	3,030	2,727
若年者比率(%)	19.8	20.3	18.1	15.2	12.7	10.4	9.0	7.8	7.6	
東庄町	人口計(人)	16,754	14,857	17,288	18,205	17,739	16,166	15,154	14,152	13,228
	S35比増減率(%)	—	△11	3	△9	6	△4	△10	△16	△21
	高齢者数(人)	1,167	1,586	1,784	1,988	3,159	3,957	4,290	4,831	5,187
	高齢者比率(%)	7.0	10.7	10.3	10.9	17.8	24.5	28.3	34.1	39.2
	若年者数(人)	3,593	3,350	4,465	3,642	3,195	2,326	1,894	1,652	1,405
若年者比率(%)	21.4	22.5	25.8	20.0	18.0	14.4	12.5	11.7	10.6	
九十九里町	人口計(人)	19,191	17,639	17,887	18,037	20,196	19,009	18,004	16,510	14,639
	S35比増減率(%)	—	△8	△7	△6	△5	△1	△6	△14	△24
	高齢者数(人)	1,375	1,799	2,058	2,366	3,969	4,787	5,065	5,783	5,920
	高齢者比率(%)	7.2	10.2	11.5	13.1	19.7	25.2	28.1	35.0	40.4
	若年者数(人)	3,732	4,287	4,186	3,504	3,548	2,941	2,464	1,930	1,510
若年者比率(%)	19.4	24.3	23.4	19.4	17.6	15.5	13.7	11.7	10.3	
長南町	人口計(人)	14,118	11,906	11,662	11,509	11,339	9,824	9,073	8,206	7,198
	S35比増減率(%)	—	△16	△17	△18	△20	△30	△36	△42	△49
	高齢者数(人)	1,262	1,442	1,604	1,791	2,594	2,975	2,957	3,088	3,215
	高齢者比率(%)	8.9	12.1	13.8	15.6	22.9	30.3	32.6	37.6	44.7
	若年者数(人)	2,934	2,652	2,582	2,266	1,810	1,439	1,205	871	637
若年者比率(%)	20.8	22.3	22.1	19.7	16.0	14.6	13.3	10.6	8.8	
大多喜町	人口計(人)	17,247	14,620	13,932	13,612	12,678	11,514	10,671	9,843	8,885
	S35比増減率(%)	—	△15	△19	△21	△26	△33	△38	△43	△48
	高齢者数(人)	1,472	1,758	1,922	2,183	3,221	3,589	3,605	3,872	3,883
	高齢者比率(%)	8.5	12.0	13.8	16.0	25.4	31.2	33.8	39.3	43.7
	若年者数(人)	3,315	2,752	2,734	2,434	2,009	1,582	1,284	1,054	836
若年者比率(%)	19.2	18.8	19.6	17.9	15.8	13.7	12.0	10.7	9.4	
鋸南町	人口計(人)	15,131	13,316	13,067	12,843	11,071	9,778	8,950	8,022	6,993
	S35比増減率(%)	—	△12	△14	△15	△27	△35	△41	△47	△54
	高齢者数(人)	1,294	1,501	1,716	1,895	2,824	3,273	3,329	3,492	3,361
	高齢者比率(%)	8.6	11.3	13.1	14.8	25.5	33.5	37.2	43.5	48.1
	若年者数(人)	2,972	2,775	2,396	1,948	1,477	1,083	868	696	569
若年者比率(%)	19.6	20.8	18.3	15.2	13.3	11.1	9.7	8.7	8.1	
旭市	人口計(人)	10,989	9,227	8,974	8,920	8,729	7,779	7,331	6,854	6,160
	S35比増減率(%)	—	△16	△18	△19	△21	△29	△33	△38	△44
	高齢者数(人)	836	1,045	1,142	1,291	1,948	2,094	2,076	2,213	2,321

	高齢者比率(%)	7.6	11.3	12.7	14.5	22.3	26.9	28.3	32.3	37.7
	若年者数(人)	2,305	2,067	2,049	1,752	1,388	1,220	1,052	866	612
	若年者比率(%)	21.0	22.4	22.8	19.6	15.9	15.7	14.4	12.6	9.9
山武市	人口計(人)	11,846	10,357	9,886	9,479	8,172	7,208	6,493	5,942	5,212
	S35比増減率(%)	—	△13	△17	△20	△31	△39	△45	△50	△56
	高齢者数(人)	997	1,122	1,185	1,325	1,975	2,366	2,352	2,416	2,343
	高齢者比率(%)	8.4	10.8	12.0	14.0	24.2	32.8	36.2	40.7	45.0
	若年者数(人)	2,313	2,076	1,764	1,452	1,132	884	688	608	501
	若年者比率(%)	19.5	20.0	17.8	15.3	13.9	12.3	10.6	10.2	9.6
匝瑳市	人口計(人)	9,963	9,223	9,651	9,819	10,102	10,019	9,160	8,346	7,815
	S35比増減率(%)	—	△7	△3	△1	△1	△1	△8	△16	△22
	高齢者数(人)	707	978	1,084	1,178	1,869	2,481	2,541	2,701	2,874
	高齢者比率(%)	7.1	10.6	11.2	12.0	18.5	24.8	27.7	32.4	36.8
	若年者数(人)	2,207	2,118	2,185	2,019	1,761	1,636	1,293	1,029	880
	若年者比率(%)	22.2	23.0	22.6	20.6	17.4	16.3	14.1	12.3	11.3
香取市	人口計(人)	69,637	63,966	65,703	66,440	67,056	61,933	58,927	54,753	50,657
	S35比増減率(%)	—	△8	△6	△5	△4	△11	△15	△21	△27
	高齢者数(人)	4,818	6,013	6,873	7,842	12,845	15,851	16,641	18,095	18,727
	高齢者比率(%)	6.9	9.4	10.5	11.8	19.2	25.6	28.2	33.0	37.0
	若年者数(人)	15,771	14,704	14,817	13,249	11,661	9,275	7,823	6,615	5,592
	若年者比率(%)	22.6	23.0	22.6	19.9	17.4	15.0	13.3	12.1	11.0
山武市	人口計(人)	10,923	10,129	10,258	10,463	11,418	10,896	10,327	9,530	8,764
	S35比増減率(%)	—	△7	△6	△4	△5	0	△5	△13	△20
	高齢者数(人)	850	1,128	1,229	1,359	2,096	2,711	2,742	3,097	3,189
	高齢者比率(%)	7.8	11.1	12.0	13.0	18.4	24.9	26.6	32.5	36.4
	若年者数(人)	2,403	2,350	2,369	2,102	2,103	1,696	1,367	1,196	969
	若年者比率(%)	22.0	23.2	23.1	20.1	18.4	15.6	13.2	12.5	11.1
いすみ市	人口計(人)	10,709	8,882	8,680	8,360	8,180	7,611	7,149	6,772	6,124
	S35比増減率(%)	—	△17	△19	△22	△24	△29	△33	△37	△43
	高齢者数(人)	878	1,042	1,119	1,281	1,961	2,325	2,371	2,626	2,662
	高齢者比率(%)	8.2	11.7	12.9	15.3	24.0	30.5	33.2	38.88	43.5
	若年者数(人)	2,115	1,816	1,804	1,418	1,212	1,010	837	690	518
	若年者比率(%)	19.7	20.4	20.8	17.0	14.8	13.3	11.7	10.2	8.5
過疎地域	人口計(人)	304,133	270,988	271,066	268,801	259,953	238,698	224,131	207,211	188,433
	S35比増減率(%)	—	△11	△11	△12	△15	△22	△26	△32	△38
	高齢者数(人)	24,803	29,572	33,058	37,274	56,549	67,884	70,528	76,305	77,867
	高齢者比率(%)	8.2	10.9	12.2	13.9	21.8	28.4	31.5	36.8	41.3
	若年者数(人)	63,309	59,299	56,734	48,513	42,837	34,307	28,520	23,724	19,270
	若年者比率(%)	20.8	21.9	20.9	18.0	16.5	14.4	12.7	11.4	10.2

(出典『千葉県統計年鑑』、『国勢調査』)

注1 高齢者比率は、65歳以上の人口を当該市町村の人口で除して得た数値

注2 若年者比率は、15歳以上30歳未満の人口を当該市町村の人口で除して得た数値

※H17年以前の南房総市については、合併前の町の合計数値

(ウ) 財政力

過疎地域の財政力指数は、令和4年から令和6年度までの3か年を平均すると、千葉県内市町村平均の0.689に対して、0.427となっている。(表2)

表 2 過疎地域の財政力指数

	類型財政力指数 (令和 4 年～令和 6 年平均)		類型財政力指数 (令和 4 年～令和 6 年平均)
勝浦市	0.469	旭市※	0.484
南房総市	0.314	鴨川市※	0.510
東庄町	0.420	匝瑳市※	0.466
九十九里町	0.419	香取市※	0.503
長南町	0.421	山武市※	0.466
大多喜町	0.395	いすみ市※	0.412
鋸南町	0.270		
過疎地域の平均	0.427	千葉県平均	0.689

※市全域の財政力指数を記載

(出典：『市町村資料集-令和 6 年度版-』)

(エ) 農業

① 県全体

- ・平成 17 年から令和 2 年の基幹的農業従事者の推移を見ると、約 43% の減少である。
- ・基幹的農業従事者のうち 65 歳以上比率は、平成 17 年では約 52% であるのに対し、令和 2 年では約 67% である。

② 過疎地域

- ・平成 17 年から令和 2 年の基幹的農業従事者の推移を見ると、約 44% の減少である。
- ・基幹的農業従事者のうち 65 歳以上比率は、平成 17 年では約 55% であるのに対し、令和 2 年では約 72% である。

(表 3)

表 3 基幹的農業従事者の推移

		H17	H22 (対 H17 年比)	H27 (対 H17 年比)	R2 (対 H17 年比)
千葉県	基幹的農業従事者 (人)	88,218	78,904 (△10.6%)	65,099 (△26.2%)	50,328 (△43.0%)
	うち 65 歳以上 (人)	46,150	44,579 (△3.4%)	40,152 (△13.0%)	33,728 (△26.9%)
	基幹的農業従事者の 65 歳以上比率 (%)	52.3	56.5	61.7	67.0
過疎地域	基幹的農業従事者 (人)	16,433	14,693 (△10.6%)	12,114 (△26.3%)	9,288 (△43.5%)
	うち 65 歳以上 (人)	8,984	8,756 (△2.5%)	7,994 (△11.0%)	6,655 (△25.9%)
	基幹的農業従事者の 65 歳以上比率 (%)	54.7	59.6	66.0	71.7
	対県全体比 (ポイント)	2.4	3.1	4.3	4.6

(出典：『千葉県統計年鑑』、『農林業センサス』)

(オ) 工業

① 県全体

- ・平成19年から令和3年の事業所数の推移を見ると、約28%の減少である。
- ・従業者数の推移は、対平成19年比で約4%減少である。
- ・令和3年の製造品出荷額等は、対平成19年比で約17%の減少である。

② 過疎地域

- ・平成19年から令和3年の事業所数の推移を見ると、約40%の減少である。
- ・従業者数の推移は、対平成19年比で約26%減少である。
- ・令和3年の製造品出荷額等は、対平成19年比で約4%の減少である。
- ・従業者一人当たりの製造品出荷額等は、平成19年では県全体の約37%で令和3年では約55%である。

(表4)

表4 製造品出荷額等の推移

		H19※1	H24※2 (対H19年比)	H28※2 (対H19年比)	R3※2 (対H19年比)
千葉県	事業所数	6,546	5,917 (△9.6%)	5,551 (△15.2%)	4,748 (△27.5%)
	従業者数(人)	213,957	203,900 (△4.7%)	205,648 (△3.9%)	206,017 (△3.7%)
	製造品出荷額等(百万円)	14,318,411	11,886,718 (△17.0%)	12,668,824 (△11.5%)	11,926,431 (△16.7%)
	従業者一人当たりの製造品出荷額等(万円)	6,692	5,830	6,160	5,789
過疎地域※	事業所数	1,034	903 (△12.7%)	843 (△18.5%)	619 (△40.1%)
	従業者数(人)	24,459	19,138 (△21.8%)	19,484 (△20.3%)	18,130 (△25.9%)
	製造品出荷額等(百万円)	599,570	484,787 (△19.1%)	551,343 (△8.0%)	573,275 (△4.4%)
	従業者一人当たりの製造品出荷額等(万円)	2,451	2,533	2,830	3,162
	対県全体比(%)	36.6	43.5	45.9	54.6

※市町全体の数値を計上 (出典: ※1『工業統計調査』、※2『経済センサスー活動調査』)

(カ) 商業

① 県全体

- ・平成19年から令和3年の事業所数の推移を見ると、約28%の減少である。
- ・従業者数の推移は、対平成19年比で約11%減少である。
- ・令和3年の年間商品販売額は、対平成19年比で約6%の増加である。

② 過疎地域

- ・平成19年から令和3年の事業所数の推移を見ると、約38%の減少である。
- ・従業者数の推移は、対平成19年比で約25%減少である。
- ・令和3年の年間商品販売額は、対平成19年比で約6%の減少である。
- ・従業者一人当たりの年間商品販売額は、平成19年では県全体の約69%で令和3年では約73%である。

(表5)

表 5 年間商品販売額等の推移

		H19※1	H24※2 (対H19年比)	H28※2 (対H19年比)	R3※2 (対H19年比)
千葉県	事業所数	48,596	35,664 (△26.6%)	37,811 (△22.2%)	34,821 (△28.3%)
	従業者数(人)	414,626	309,339 (△25.4%)	354,559 (△14.5%)	368,384 (△11.2%)
	年間商品販売額(百万円)	12,322,192	10,031,126 (△18.6%)	12,563,223 (2.0%)	13,011,515 (5.6%)
	従業員一人当たりの年間商品販売額(万円)	2,972	3,243	3,543	3,532
過疎地域※	事業所数	6,208	4,526 (△27.1%)	4,388 (△29.3%)	3,841 (△38.1%)
	従業者数(人)	33,767	24,739 (△26.7%)	25,048 (△25.8%)	25,328 (△25.0%)
	年間商品販売額(百万円)	691,515	547,500 (△20.8%)	685,737 (△0.8%)	651,995 (△5.7%)
	従業員一人当たりの年間商品販売額(万円)	2,048	2,213	2,738	2,574
	対県全体比(%)	68.9	68.2	77.3	72.9

※市町全体の数値を計上 (出典：※1『商業統計調査』、※2『経済センサスー活動調査』)

イ これまでの過疎対策の状況

本県及び過疎地域では、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が整備されて以来、令和5年度までの間で県計画と市町村計画に基づいて、総額約7,133億円の事業を実施してきた。

特に、令和2年に施行された過疎地域持続的発展特別措置法の下では、本県及び過疎地域において、県計画と市町村計画を合計して、道路整備や農業基盤整備等、令和5年度までに総額約2,391億円の事業を行ってきた。

ウ 過疎地域の課題

県全体では人口の増加が鈍化し、過疎地域においては人口減少が続くことで、近年は人口減少率が大きくなってきている。

また、高齢者比率についても、県全体の高齢者比率と比較して著しく高くなっており、県全体より早く高齢化が進展している。

産業については、農業では、基幹的農業従事者数の65歳以上比率が県全体と比較して高くなっており、地域の農業の担い手の高齢化が県全体より早く進展している。

また、工業、商業においては、近年、工業の出荷額が過疎地域で上昇傾向にあるものの、依然として従業員数や従業員一人当たりの製造品出荷額・年間商品販売額は過疎地域と県全体で格差が生じている。

(2) 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

本県においては、令和7年度まで「千葉県過疎地域持続的発展方針」とそれに基づく県計画及び市町村計画により、過疎地域の持続的発展を図るための施策を推進してきた。

しかし、依然として、過疎地域は県全体と比較すると、格差が生じていることから、過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、

住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格のある国土の形成に寄与されるよう、これまでの過疎対策の事業を踏まえつつ、産業振興や二地域居住の促進等を図る必要があることから、本方針に基づき、地域資源を活用しつつ、交通基盤の整備、子育てや医療の充実等に努めることとする。

(3) 広域的な経済社会生活圏との関連

本県の過疎地域は、それぞれ香取・東総地域、九十九里地域、南房総・外房地域に位置づけられる。

香取・東総地域は、農業、畜産業、水産業が発展した食料の一大生産地であるとともに、多彩な観光資源を有し、今後、洋上風力発電事業の進展も見込まれるなど、地域が持つポテンシャルは高く、広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化や成田空港の拡張事業を契機に、更なる活性化を図っていく。

九十九里地域は、首都圏中央連絡道路（以下、「圏央道」という。）など広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化や、成田空港の拡張事業によって、都心を含む多方面へのアクセスや、企業立地の優位性、産業競争力などが向上し、地域の持つポテンシャルが格段に高まっていることから、その効果を商工業や農林水産業など各種産業に反映させていく。

南房総・外房地域は、多くの観光資源に恵まれ、首都圏有数の観光・リゾート地として多くの観光客が訪れる。館山道や圏央道、アクアラインなどの広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化を図り、観光業や農林水産業の振興を促進しつつ、空き公共施設や医療機関等の地域資源の活用などにより、地域での雇用創出を図るとともに、豊かな自然環境等の魅力を積極的に発信していく。

(4) 方針及び計画の一体的策定

過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画の効率的な策定として、千葉県過疎地域持続的発展計画に相当する部分については、本方針の別紙に位置づけることで一体的に策定する。

2 移住・定住・二地域居住の促進、人材の確保・育成

(1) 移住・定住・二地域居住の促進、人材の確保・育成の方針

ア 過疎地域において、首都圏の都市をはじめとする他の地域との交流や、観光・二地域居住による交流人口・関係人口の創出は、経済的、社会的、文化的な側面で大きな活性化の効果をもたらすものであることから、多様な主体と連携しつつ、移住・定住・二地域居住を積極的に促進していく。

イ 人口減少により、地域経済の縮小、様々な分野での担い手不足が生じている中でも、商工業や農林水産業などの地域産業を持続的に発展させ、交通、医療、福祉等の必要なサービスを過不足なく、かつ持続可能な形で提供し続ける体制を構築するために、人材の確保・育成に取り組む。

(2) 移住・定住・二地域居住の促進

過疎地域の豊かな地域資源や、二地域居住を含む様々なライフスタイルに対応できる魅力を、市町村等と連携を図りながら、広く首都圏に発信するとともに、市町村等の促進する移住・定住・二地域居住などの取組を支援する。

また、過疎地域等に生活の拠点を移して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」の円滑な活動に資するため、市町村等の行う取組とも連携を図りながら、受入市町村の枠を超えた交流研修会の開催などを通して支援するとともに、隊員の地域への定着を図る。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

ア 農林水産業の振興については、過疎地域における農林水産業の次世代を担う人材を確保・育成するとともに、スマート技術などの最新技術を活用し、農林水産業の成長力強化を図る。

さらに、大消費地に位置し、成田空港を持つ本県の立地優位性を生かし、需要を捉えた販売力強化や、県産農林水産物の輸出促進を図ることで、「稼げる農林水産業」を実現する。

また、都市と農山漁村の交流の促進を図るとともに、荒廃農地や有害鳥獣への対策や、農道や農業水利施設などの適切な保管理等を通じて、地域の特色を生かした農山漁村の活性化を推進する。

イ 企業誘致の推進については、対象地域は豊かな自然環境など様々な地域資源を有しており、このような特性を踏まえた企業の立地を促進する。

ウ 起業、新事業への取組の促進については、経営の改善や革新に取り組む企業に対して、情報提供、相談や助言を行うなど、チャレンジ企業支援センターや市町村、商工会など関係機関と連携して引き続き各種支援に取り組んでいく。

エ 地域産業の振興については、特産品の開発や販路開拓に主体的に取り組む事業者を支援し、地域経済の活性化を図る。

オ 商業の振興については、地域の特色を生かし、地域と連携・協働した商業振興施策を図るとともに、次代の商店街を担い、商店街の運営をリードする中心的な存在となる人材を育成する。

カ 観光の振興については、「海」や「温泉」、「夕陽」などの豊かな自然に恵まれている。また、歴史・文化的遺産など多様な観光のポテンシャルを有している。こうした豊かな観光資源を生かした観光地の魅力向上や、成田空港を擁する優位性を発揮したインバウンド需要の取り込みを強力に推進することにより、観光消費額を拡大し、地域経済の活性化につなげる。

キ 多様な働き方の推進については、多様な働き方に対応できるような環境を整備するとともに、働きやすく働きがいのある雇用環境の実現に取り組む。

(2) 農林水産業の振興

ア 農林業

農業については、従事者の減少・高齢化により生産力の低下に直面しており、次世代を担う人材を確保・育成することが急務となっているとともに、中山間地域ではその立地条件により、一戸当たりの耕地面積は総じて小さいものとなっている。

その一方で、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、水稲、野菜、果樹、花き・植木、畜産など地域の特色を生かした生産が行われている。

また、林業については、人工林を中心に本格的な木材の利用が可能な段階に

入っているが、木材価格の長期にわたる低迷等で森林所有者の経営意欲は低迷しているものの、公益的機能の観点から、間伐がほとんど実施されていない。

そのため、間伐等の森林施業の集約化等を図り、計画的な森林整備を実施する必要がある。

こうした、地域の特性に応じ、魅力ある農林業の創出を目指して、以下の施策を総合的、計画的に推進する。

(ア) 農林業の成長力の強化

施設化や省力化による既存産地の再構築の推進等により、消費者ニーズの多様化や、環境への負荷を減らした農業に対する関心の高まりに対応するとともに、消費者に選択される農産物を県内外に供給し続けられる、力強い産地づくりを推進する。

また、担い手の減少や高齢化に対応するため、スマート技術の活用による効率化・省力化を図る。

① 農産の振興

主食用米について、将来にわたり安定的に供給できるよう、需要に応じた生産を推進するとともに、新規需要米、加工用米、麦、大豆、高収益作物等の生産を支援する。

また、農用地の利用集積や基盤整備、スマート農業技術の活用による生産コストの低減を図る。

② 園芸の振興

地域の野菜や果樹、花き・植木などの主要品目を中心に、生産性の向上に必要な施設・機械等の導入支援を行うほか、省力化技術の導入、流通体制の整備などを推進する。

また、販売面では、出荷規格・容器の統一や品質向上対策、販売戦略の構築等の取組を支援する。

③ 畜産の振興

地域の特色に応じて、遺伝情報を活用した家畜の改良促進、後継牛の確保、省力化機械の導入等を推進し、生産性向上を図る。

また、酪農ヘルパーや飼料生産コントラクター等の外部支援組織の育成・強化により作業の省力化・外部化を推進し、ゆとりある経営の実現を図る。

併せて、家畜排せつ物の適正な管理及び処理を推進するとともに、耕畜連携により地域と調和した資源循環型農業の取組を進める。

加えて、高病原性鳥インフルエンザなどの感染力の高い家畜伝染病については、飼養衛生管理基準の遵守指導と監視体制を強化するとともに、畜産農家が自主的に行う野生鳥獣侵入防止対策や消毒の実施等の防疫対策を推進し、地域の実情に合わせた自衛防疫体制の強化を図る。

④ 技術・経営指導

地域の特性を生かし、特産作物の活用等による高付加価値型農業の実現を図るため、地域の豊富な資源の再評価・発掘、生産組織等の活性化、農業経営の改善・安定に向けた技術の開発及び普及の推進を図る。

また、高い経済性が見込まれる新規品目等の生産技術の開発とその効果的な普及推進を行うとともに、地域農業を牽引する効率的かつ安定的な経営体の育成を図るための経営者能力向上に向けた指導にも重点を置く。

(イ) 農地の基盤整備

各種の農業農村整備事業の実施により、生産基盤等の整備水準は向上してきているが、中山間地域では依然としてほ場の区画形状や用排水の条件が悪い等、他の地域と比較して農業生産活動に制約のある地域が多いため、地域の活性化に向け、生産基盤と生活環境の整備を一体的に推進する。

また、事業の実施に当たっては、地域に残された良好な自然を保全するため、可能な限り環境との調和に配慮しつつ、農地・農業施設等の保全を図る。

なお、農業振興地域整備計画で定められた農用地区域内の農地については、今後の健全な農業の発展を図るため確保していく。

(ウ) 農林産業を支える多様な人材（担い手・労働力）の確保と育成

温暖な気候、山間傾斜地の狭小な耕作地を活用し、水稲、野菜、果樹、花き・植木、畜産等多様な農業が展開されている。

しかし、近年は担い手の減少、高齢化、兼業化、荒廃農地の拡大等農村を取り巻く環境が変化してきた。

これらを踏まえ、本県農業の魅力発信や優良経営事例の紹介、相談会の開催など、農業以外からの新規参入者、定年帰農者、移住者などを含め、多様な人材を確保するための対策を推進する。

併せて、企業等の農業への参入を支援するとともに、農福連携の推進等を通じて、農業労働力が確保できるよう推進する。

さらに、集落内農地の効率的な利用調整、集落営農の取組、地域の立地条件を生かした特産品作り、直売所や観光農業を核とした農畜産物の販路拡大などを通じ、基幹的農業従事者や集落営農組織等を担い手として育成し、地域農業の活性化を図る。

林業では、伐採・運材作業の低コスト化に向け、高性能林業機械の活用を促進するとともに、現場作業の中心的人材の育成を進めることで、林業事業者の経営の安定と林業就業者の定着を図る。

(エ) 森林の整備・保全と活用促進

森林は、木材生産のほか、水資源のかん養、災害の防止、生活環境の保全、地球温暖化防止、森林浴、生物多様性の確保等多面的な機能を有し、多大な恩恵を人々に与えている。

この森林の持つ多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させるため、市町村が森林環境譲与税の活用や森林経営管理法に基づいて行う森林整備等の施策への支援、森林経営計画の策定、低コスト化につながる路網整備等により、計画的な森林整備を促進する。

また、県産木材の利用を一体的に推進し、さらに間伐材を含む未利用の木材資源の有効活用を促進することで、森林資源の循環利用に取り組む。

さらに、県民、NPO、企業等多様な主体の参画による里山の保全、整備及び活用を促進する。

イ 水産業

海匝・九十九里地域から夷隅・安房地域にかけては、多様な海岸環境に恵まれており、九十九里浜には遠浅の砂浜が、外房には岩礁域や根・瀬が広がり、内房には波の穏やかな海域が形成され、磯根漁業、貝類漁業、魚類養殖、定置網やまき網など多様な漁業が営まれている。また、利根川や養老川、夷隅川等

の内水面では、アユ釣り等の遊漁、ウナギ漁などが営まれている。

しかし、総じて地域労働人口の減少と高齢化が著しい地域でもあり、漁業生産力の低下が懸念されている。

一方、海洋性レクリエーション需要への対応や漁村に育まれてきた資源を活用した漁業体験の提供や水産物直売所など、都市住民との交流の場としての機能強化も求められている。

このような状況の下、水産資源を持続的に利用し、地域水産物の安定供給の確保と地域水産業の健全な発展を図り、活力ある漁村社会を形成していくため、以下の施策を総合的、計画的に推進する。

(ア) 未来に向けた豊かな水辺空間づくり

地域水産資源の維持・増大と持続的な利用を促進するため、漁業者による資源管理型漁業の実践を支援するとともに、マダイ、ヒラメ、アワビなどの種苗放流や漁場の整備を推進し、また、地域住民の参加を促しながら漁業者主導による沿岸域の保全と創造に取り組む。

内水面においても、漁業資源の増大と漁場環境の保全を図り、豊かな水辺空間の創出を促進する。

(イ) 水産物の高付加価値化・ブランド化の推進

地域の特性を生かした高品質加工品や、船上での活け締めなどの高鮮度な地域特産品づくり、また、低・未利用魚などの活用について支援する。

さらに、全国に誇る水産物を「千葉ブランド水産物」として認定し、重点的にPRすることにより、地域水産物のブランド力を高め、消費拡大及び魚価の向上を図る。

(ウ) 魅力ある水産業の創出

収益力の高い漁業経営体への転換を実現し、地域経済を支えていく人材や組織を確保・育成するため、新規就業者の確保、中核的な経営組織の育成及び水産業協同組合の経営基盤強化を支援する。また、漁業生産の基盤である漁港・漁場の整備を推進する。

ウ 地域の特色を生かした農山漁村の活性化

農山漁村は、県土や自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、食料の供給と一体のものとして生じる多面的機能を有している。

そこで、都市と農山漁村の交流を促進し、地域の特色を生かしながら地域が一体となった農山漁村の活性化を図るため、以下の施策を総合的、計画的に推進する。

(ア) 都市と農山漁村との交流促進

県民に農山漁村の魅力に触れ合える機会の提供を進める中で、地域に都市住民等を受け入れる体制を作ることにより、グリーン・ブルーツーリズムを推進し、都市と農山漁村が交流するとともに、海業の取り組みによる漁港を核とした賑わいの創出などにより、農山漁村の活性化を図る。

(イ) 住民が快適に過ごせる豊かな農山漁村の実現

農山漁村の有する多面的機能の向上や地域の景観改善を進めるため、荒廃農地の解消や多様な人々の参画による里山・里海の整備・保全などの地域の取組を支援する。

また、イノシシ等の有害鳥獣による被害は、農作物への被害だけでなく、

農営意欲の減退、耕作放棄・離農の増加の一因にもなっていることから、防護柵の設置など総合的な有害鳥獣対策を推進する。

併せて、大雨などの自然災害から農山漁村地域の被害を未然に防止するため、排水施設の新設・改修、保安林をはじめとする森林整備等を行う。

(ウ) 6次産業化の推進

農林漁業者が主体となって、多様な事業者とネットワークを構築し、農山漁村の豊かな資源を最大限に生かして実施する、生産・加工・流通・販売が一体化した取組を総合的に支援する。

(3) 地域産業の振興

本県では、県内中小企業を中心に、地域が連携して取り組む地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や、商品改良、販路開拓などを支援している。

過疎地域においても地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や、商品改良、販路開拓に主体的に取り組む事業者を支援し、地域経済の活性化を図る。

(4) 企業誘致

本県では、産業集積の強みであるものづくり産業を中心に引き続き企業誘致を進め、雇用の拡大と地域の活性化を図っている。

過疎地域においては、地域活力の維持・向上が喫緊の課題となっていることから、立地企業に対する補助金の要件の緩和など、きめ細やかな支援を行うことにより、幅広い投資を呼び込んでいく。

また、空き公共施設への企業誘致により、地域の雇用の場が創出されるよう、市町村と企業のマッチング促進に取り組む。

(5) 起業、新事業への取組の促進

近年、本県の開業率は、概ね4～5%台で推移している。政府が成長戦略KPIとして開業率10%を掲げる中、本県においても経済の持続的な発展に向け、開業率の底上げを図るための支援策を講じる必要がある。

本県では、中小企業・小規模事業者の経営力の向上に向け、チャレンジ企業支援センター等においてワンストップで相談に応じ、必要に応じて専門家派遣、情報提供を行うほか、金融支援を行うなど、企業の取組を総合的に支援している。

さらに、地域の持つポテンシャルを生かし、新技術、新製品の開発など、企業が行う新たな事業展開を支援する。特に、社会経済情勢の変化を踏まえ、中小企業におけるIoT・AI等のデジタル技術活用による技術の高度化や生産性の向上、付加価値の高い製品やサービス分野への参入、技術の継承等を促進していくことも重要である。

また、地域の総合的な支援機関である商工会や商工会議所が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する取組や、地域の特色を踏まえた意欲的な取組について支援していく。

(6) 商業の振興

本県の商業集積は、各主要駅周辺に見られるほか、住宅地（団地）内及びロードサイドに見られるが、他は店舗が各集落に散在している。

さらに、小売業者の規模については、従業員4人以下の小規模事業者が小売業を行う事業者の5割以上を占めている（令和3年「経済センサス－活動調査」）。

過疎地域では、南房総市、鋸南町、旧天津小湊町が属する鴨川市は木更津・館山の各商圈に、勝浦市、長南町、旧夷隅町が属するいすみ市は千葉・茂原の各商圈に、大多喜町は千葉・木更津・市原・茂原の各商圈に、旧干潟町が属する旭市と東庄町は成田・銚子の各商圈に、旧野栄町が属する匝瑳市、旧佐原市・旧山田町・旧栗源町が属する香取市、旧松尾町が属する山武市は成田商圈に、九十九里町は千葉・東金の各商圈にそれぞれ組み込まれている（令和6年度消費者購買動向調査）。

このように、過疎地域においては、隣接する商業集積のある地域の商圈に組み込まれている状況であることから、小規模商店が主な構成員である商店街（地域の商業集積）の振興が重要となっている。

そこで、地域商業を活性化するため、以下の施策を総合的、計画的に推進する。

ア 地域住民のニーズに対応できる、利便性が高い商店街づくりを促進するため、地域の特色を生かし、地域と連携・協働した商業振興施策を図る。

イ 商業を通じ地域を活性化するため、次代の商店街の中心となって運営をリードする人材を育成する。

（7）観光の振興

本県は温暖な気候に恵まれ、首都圏に位置しながらも「海」や「温泉」、「夕陽」など豊かな自然に恵まれている。また、数多くの歴史・文化的資源を有し、新鮮な海の幸や山の幸など、多様な観光のポテンシャルを有している。

こうした観光資源を最大限に生かし、観光客の増加や経済効果の高い宿泊客の増加・滞在の長時間化を図るため、以下の施策を総合的、計画的に推進する。

ア 観光客のニーズを的確に把握し、観光資源の磨き上げや有機的な連携に努めるとともに、イベントや旅行商品の造成などの観光プログラムの充実やナイト・モーニングタイムエコノミーの推進に資する観光コンテンツの造成を促進し、観光客の滞在の長時間化や宿泊型観光の推進を図る。

イ 成田空港を擁する優位性を生かしたインバウンド需要の取り込みに向け、空港周辺地域の観光地としての魅力を向上させながら、空港を起点とした千葉県版ゴールデンルートを造成するとともに、外国人観光客への訴求力の高い観光地づくりを進める。

ウ 多様な広報媒体を通じて、総合的・戦略的に千葉県観光の魅力を発信するとともに、メディアや旅行会社等対して、効果的なプロモーションを展開する。

（8）多様な働き方の推進

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機とした生活様式の変化や、デジタル化の進展など、社会経済の大きな変革を迎える中、首都圏に位置しながらも豊かな自然に恵まれている本県は、テレワークやワーケーションなど、多様な働き方にも対応可能な環境にあるため、テレワーク等の多様な働

き方に対応できるような環境を整備することで、新たな雇用機会の拡充を図る。

併せて、公労使が一体となり、働きやすく働きがいのある雇用環境の実現に取り組む。

4 地域におけるDXの推進

(1) 地域におけるDX推進の方針

県では、行政や県民、企業、団体など様々な主体が、目指す姿とその具体像、実現に向けた取組を共有し、連携していくため、令和5年3月に「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略（以下「DX戦略」という。）」を策定したところである。

DX戦略では、「暮らし」、「産業」、「仕事・生きがい」、「行政」の各分野において、目指すべき姿の具体像を示し、心豊かに暮らせる社会や活力ある地域社会の実現を目指すこととしており、地域におけるデジタル技術の活用を推進していく。

(2) 電気通信施設の整備

電気通信施設は、県民生活の向上や産業活動の活性化を図り、県民の豊かな暮らしを支える重要な社会基盤であり、その役割が一層大きくなっていることから、引き続き国・市町村・民間事業者等との連携のもと、Wi-Fi環境等の情報通信基盤の整備・更新を促し、更なる利便性の向上を促進する。

(3) DXの推進

デジタルの持つ大きな可能性を生かし、誰もがその恩恵を享受することで地域や産業の活性化を推進する。

5 交通施設の整備，交通手段の確保の促進

(1) 交通施設の整備，交通手段の確保の方針

ア 国道、県道の整備を進めることにより、観光産業等の支援や地域間の交流・連携を強化し、県民の利便性向上や地域経済の活性化を図る。

また、市町村道の整備を促進することにより、地域の活力や生活環境の向上を図る。

イ 農林道は、農林業の基幹的な施設として農林業生産活動や農林産物流通の合理化に資するのみならず、農山村地域の生活環境の改善、地域の活性化に大きな役割を果たすことから、その整備を促進する。

ウ 過疎地域における鉄道や路線バス等の公共交通は、住民の通勤・通学等日常生活における交通手段として、また、地域振興の基盤として重要な役割を果たしていることから、運行の維持・確保に努める。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

ア 本県では圏央道や北千葉道路等の高規格道路の整備進展とともに、国道・県道の整備を着実に進めているが、ミッシングリンクや暫定2車線区間が存在するなど、県内の道路ネットワークは量的にも質的にもいまだ不十分な状況と

なっている。

このような中で、広域的な幹線道路ネットワークについては、これまでに圏央道の東金・木更津間や館山自動車道、東京湾アクアラインが整備・供用され、現在、県内唯一の未開通区間である圏央道の大栄・横芝間などの整備が着実に進められている。

スムーズな「人・モノ・財」の流れを強化させ、さらには防災力の強化を図るため、これらの広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化とともに、広域的な幹線道路から県内各地域にアクセスする国道・県道の整備に努める。

イ 過疎地域は、地域内の移動や地域の産業振興において、国道・県道が重要な役割を占めており、地域活性化に不可欠なものであることから、国道・県道の整備を進めていく。

また、国、県道と一体となって機能する幹線市町村道及び地域の連携を強化する市町村道の整備を促進していく。 (表6、7)

表6 過疎地域の国道、県道の現況 令和5年4月1日現在

項目		実延長 (m)	指標	率 (%)
千葉県全体	国道(県管理)	793,432	改良率	98.7
			舗装率	100
	主要地方道	1,295,666	改良率	96.5
			舗装率	99.8
	一般県道	1,188,575	改良率	91.2
			舗装率	99.8
	計	3,277,673	改良率	95.1
			舗装率	99.9
過疎地域	国道(県管理)	290,230	改良率	99.2
			舗装率	100
	主要地方道	396,655	改良率	96.5
			舗装率	99.9
	一般県道	416,937	改良率	91.3
			舗装率	99.8
	計	1,103,822	改良率	95.3
			舗装率	99.9

※自転車道を除く。

※千葉県全体の国道、県道の現況については、千葉市管理分を除く。

表7 過疎地域の市町村道の現況 令和7年3月31日現在

市町村名		実延長 (m)	改良済	舗装済	指標	率 (%)
千葉県全体		33,942,672	20,575,798	28,305,561	改良率	60.6
					舗装率	83.4
過疎地域	勝浦市	246,939	192,178	221,837	改良率	77.8
					舗装率	89.8
	南房総市	763,895	354,652	718,020	改良率	46.4
					舗装率	94.0
	東庄町	310,753	248,469	230,349	改良率	80.0
					舗装率	74.1

九十九里町	235,299	54,277	203,097	改良率	23.1
				舗装率	86.3
長南町	395,852	212,181	248,471	改良率	53.6
				舗装率	62.8
大多喜町	252,150	148,380	224,534	改良率	58.8
				舗装率	89.0
鋸南町	147,736	44,466	133,191	改良率	30.1
				舗装率	90.2
旭市	1,118,386	777,836	797,705	改良率	69.5
				舗装率	71.3
鴨川市	741,595	237,245	516,032	改良率	32.0
				舗装率	69.6
匝瑳市	966,363	556,443	724,119	改良率	57.6
				舗装率	74.9
香取市	1,380,779	850,986	1,128,651	改良率	61.6
				舗装率	81.7
山武市	1,282,720	771,234	915,890	改良率	60.1
				舗装率	71.4
いすみ市	1,048,511	459,638	790,445	改良率	43.8
				舗装率	75.4
過疎地域計	8,890,978	4,907,985	6,852,341	改良率	55.2
				舗装率	77.1

※千葉県全体の市町村道の現況については、千葉市管理分を除く。

(3) 農道、林道の整備

過疎地域の農道、林道は逐次整備を進めているが、いまだに幅員が狭小で屈曲や未舗装区間が多く、農林産物の集出荷等、流通圏の拡大の上で多くの制約を受けている。

このため、今後も広域的かつ基幹的な農道の整備を進めるとともに、林道についても、林道網の整備を進め、地域農林業の振興及び地域の活性化を図る。

(表8、9)

表8 農道の現況と整備目標 令和7年3月31日現在

市町村名	既に整備済のもの (7年度末) (m)	～12年度(m)	総延長 (m)
勝浦市	7,596	0	7,596
南房総市	18,475	1,569	20,044
東庄町	17,787	0	17,787
九十九里町	4,438	0	4,438
大多喜町	20,185	0	20,185
鋸南町	9,798	0	9,798
旭市	2,254	0	2,254

鴨川市	8,047	0	8,047
匝瑳市	58,771	0	58,771
香取市	7,080	0	7,080
山武市	3,179	0	3,179

※ 現在、いすみ市及び長南町に農道はない。

表 9 林道の現況と整備目標

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

市町村名	既設（6年度末）		～12年度	総延長
	路線数	延長（m）	延長（m）	延長（m）
勝浦市	3	3,193	0	3,193
南房総市	77	127,157	0	127,157
東庄町	1	1,474	0	1,474
長南町	1	595	0	595
大多喜町	35	42,355	0	42,355
鋸南町	10	19,044	0	19,044
鴨川市	8	18,410	0	18,410
いすみ市	5	8,126	0	8,126

※九十九里町、旭市の旧干潟町の区域、匝瑳市の旧野栄町の区域、香取市の旧佐原市、旧山田町、旧栗源町の区域及び山武市の旧松尾町の区域に林道はない。

※路線数、延長は、市町営林道、県営林道の合計値。

（4）交通確保対策

過疎地域における公共交通機関は、人口の減少、高齢化、自家用車の普及等により利用者が減少しており、特にバス交通においては、運行回数の減少と相まって、利用者にとっては利便性が低下し、それがまた利用者の減少につながるという悪循環に陥っている。

ア 鉄道

鉄道については、地域住民の通勤・通学等の交通手段を確保するとともに、観光などの地域産業の振興等に寄与するため、JR線等の利便性の向上の促進や、地域鉄道の安全輸送の確保に努める。

イ 路線バス等

路線バス等については、地域でバスに依存せざるを得ない生徒や高齢者などの生活交通の手段であるのみならず、観光や通勤にも利用されていることから、関係機関と連携を図りながら、路線の維持を図るとともに、路線の維持が困難な地域については、地域の実情に応じて、路線の再編や交通モードの転換等により持続可能な姿へと再構築するための取組を推進する。

6 生活環境の整備、災害対応力の強化

(1) 生活環境の整備、災害対応力の強化の方針

本県では、すべての県民が健康で快適な生活を安心して営むため、生活を取り巻く環境の整備を進めている。日常生活に密接に結びついている上・下水道の整備や、廃棄物の処理については、地域の実情に応じ計画的な対策を講じる。

また、消防救急施設の整備については、設備等の高度化を推進することにより、一層の充実を図る。

加えて、災害の経験や半島という地理的特性等を踏まえ、孤立集落対策、自助・共助の取組強化や防災 DX の推進等を進めることにより、災害への対応力を強化していく必要がある。

さらに、洪水等による被害を防止するための河川整備、津波・高潮・波浪等による被害を防止するための海岸保全施設等の整備及び豪雨等による土砂災害を防止するための土砂災害防止施設等の整備を推進する。

(2) 水道施設、汚水処理施設等の整備

ア 上水道の整備

過疎地域の多くの水道事業体において、施設や管路の老朽化が進み、災害に対する脆弱性を高めており、老朽化対策、耐震化への対応が急務となっている。

今後とも安心して安定した水を供給できるよう、施設の老朽化、水道水質の向上、災害対策等を考慮した施設の整備と経営基盤の強化を図る。(表10)

表10 水道施設の耐震化状況

令和7年4月1日現在

市町村	広域 単独	基幹管路の 耐震適合率 (令和5年度末)	備考
勝浦市	広域	7.7%	夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (令和5年度末時点：勝浦市水道事業)
南房総市	単独	72.8%	南房総市水道事業※
	広域	0.6%	三芳水道企業団※
東庄町	単独	基幹管路なし	東庄町水道事業(第1)
	単独	基幹管路なし	東庄町水道事業(第2)
九十九里町	広域	98.4%	山武郡市広域水道企業団
長南町	広域	77.6%	長生郡市広域市町村圏組合
大多喜町	広域	61.9%	夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (令和5年度末時点：大多喜町水道事業)
鋸南町	単独	8.1%	鋸南町水道事業※
旭市	単独	8.0%	旭市水道事業
鴨川市	単独	26.0%	鴨川市水道事業※
匝瑳市	広域	14.4%	八匝水道企業団
香取市	単独	76.7%	香取市水道事業(佐原地区)
	単独	55.9%	香取市水道事業(小見川・山田地区)
山武市	単独	100%	山武市水道事業
	広域	98.4%	山武郡市広域水道企業団
いすみ市	広域	10.5%	夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (令和5年度末時点：いすみ市水道事業)

※令和8年度に、鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団が事業統合し、安房郡市広域市町村圏事務組合が事業者となる予定

イ 汚水処理施設及びごみ処理施設の整備

汚水処理施設の未普及地域の解消については、公共用水域の水質保全の観点から計画的な対応策を講じる必要があるが、施設等の建設は、設置場所、財源確保等が年々困難となってきた。

また、ライフスタイルの変化や生活水準の向上に伴い、住民の日常生活から排出される各種の廃棄物は量が増えるとともに、質も多様化してきており、適正な処理が求められることから、廃棄物の排出抑制、再利用及び再資源化の3Rを積極的に推進し、処理施設の設備、埋立処分地の確保等を図る必要がある。

そのため、過疎地域の各市町の策定する循環型社会形成推進地域計画、汚水適正処理構想及び生活排水処理計画に基づき、地域の実情に応じてし尿処理施設、ごみ焼却施設、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の効率的、計画的な整備を推進し、良好な生活環境の確保を図る。(表11)

表11 汚水及び廃棄物処理施設の整備状況

市町村名	広域 単独	し尿処理能力 (KL/日)			ごみ処理能力 (t/日)			
		年度末状況		備考	年度末状況		備考	
		R1	R5		R1	R5		
過疎地域	勝浦市	単独	40	40	勝浦市衛生処理場	35	35	勝浦市クリーンセンター
	南房総市	単独 広域		67	南房総市水処理センター		80	鋸南地区環境衛生組合及び民間委託
	東庄町	広域	109	109	香取広域市町村圏事務組合	135	135	香取広域市町村圏事務組合
	九十九里町	広域	245	245	山武郡市広域行政組合	210	210	東金市外三市町清掃組合
	長南町	広域	97	97	長生郡市広域市町村圏組合	225	225	長生郡市広域市町村圏組合
	大多喜町	広域	115	115	夷隅環境衛生組合			いすみ市へ委託
	鋸南町	広域	50	50	南房総市へ委託	80	80	鋸南地区環境衛生組合
	旭市	広域 単独	61	61	東総衛生組合(旭クリーンパーク)	95	198	東総地区広域市町村圏事務組合
	鴨川市	単独	66	66	鴨川市衛生センター			民間事業者へ委託
	匝瑳市	広域	95	95	東総衛生組合(光クリーンパーク)	80	198	東総地区広域市町村圏事務組合
	香取市	広域	109	109	香取広域市町村圏事務組合	135	135	香取広域市町村圏事務組合
	山武市	広域	245	245	山武郡市広域行政組合		110 210	山武郡市環境衛生組合及び東金市外三市町清掃組合
いすみ市	広域 単独	115	115	夷隅環境衛生組合		96	いすみクリーンセンター及び御宿町へ委託	

市町村名	下水道処理人口 ※1 (人)	農業集落排水事業整備済人口 ※3		合併処理 浄化槽 処理人口 ※4 (人)	
		処理区 画	計法定住人口(人)		
過疎 地域	勝浦市			8,735	
	南房総市			17,064	
	東庄町			6,719	
	九十九里町		3	2,239	7,229
	長南町		3	2,930	3,074
	大多喜町				3,925
	鋸南町				5,017
	旭市	※2			29,484
	鴨川市				15,125
	匝瑳市				18,322
	香取市	13,106	2	1,520	20,806
	山武市		3	3,167	27,893
	いすみ市				23,383

※1, 4 令和3年3月末

※2 旧干潟町において、下水道の整備を行っていない。

※3 令和7年3月末。計法定住人口は処理区域内定住人口。

(3) 消防・救急施設の整備

従来から夏期を中心として多くの観光客が訪れ、海での水難事故などの救急・救助業務が発生し、救急需要の増加も見込まれるところである。しかし、各市町とも財政基盤が脆弱であるため、十分な消防・救急施設の整備ができないことが懸念される。

今後、過疎地域においては、消防防災用車両や高規格救急自動車の整備をはじめとした消防・救急施設の充実、高度化を促進するとともに、消防団員の確保、消防団装備の充実や常備消防と消防団の連携を強化することなどにより、過疎地域を含む地域全体における消防力の向上を図る。

(4) 孤立集落対策の推進

過疎地域については、山間部や海に面しているという地理的条件にあることから、風水害、地震に伴う津波やがけ崩れ等により、集落が孤立する可能性が高い地域となっている。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、道路の寸断等により集落が孤立したため、県内の状況を調査したところ 532 もの集落が孤立する可能性があることを確認した。

災害が発生した際に半島という地理的特性により孤立し、すぐには公助が行き届かない場合でも、自助・共助の取組により長期的に避難体制を維持できるよう、孤立する可能性のある集落における備蓄の強化や避難施設などに対し支援するとともに、住民一人ひとりの役割が大きくなることから、家庭における備蓄の啓発強化や地域のつながりを活かした自主防災組織の活性化、避難行動要支援者対策の推進などに取り組む。

また、過疎地域においても限られた人員で効果的に対応できるよう、被災者の生活再建に向けた事務手続や、避難所運営など市町村が行う災害対応についてデジタル技術の導入・活用を支援し、利便性の向上や事務の効率化を図る。

7 子育てを支える環境の充実、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 子育てを支える環境の充実、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進の方針

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ等に対応し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るため、県では、令和5年9月に策定した「第四次千葉県地域福祉支援計画」に基づき、県、市町村、地域住民・団体などが協力して、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指している。

この計画は、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画であるとともに、千葉県における地域福祉推進の基本方針であり、各分野において共通して取り組むべき事項を示している。

また、この計画の推進に当たり、福祉、医療、健康づくりの各計画との連携や地域・市町村を支援するための施策について他分野とも連携して取り組むこととした。なお、各分野の具体的施策については、個別の計画において推進することを基本とする。

分野別の計画としては、高齢者福祉について、令和6年3月に策定した「千葉県高齢者保健福祉計画」(『老人福祉計画』及び『介護保険事業支援計画』を一体的な計画として策定)に基づき、「高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念に、「個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現」と「介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築～地域共生社会実現のための地域包括ケアの深化・推進～」の2つを基本目標として、施策の充実を図る。

児童福祉についても、令和7年3月に策定した「千葉県こども・若者みらいプラン」(県の「こども計画」として、『千葉県子ども・子育て支援プラン2020』、『千葉県子どもの貧困対策推進計画』、『千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン』及び『千葉県青少年総合プラン』を一体的に策定)に基づき、市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援するとともに、子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現に向けた子どもと子育て家庭への支援に関する施策を推進する。

障害者福祉についても、令和6年3月に策定した「第八次千葉県障害者計画」に基づき、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築を目指し、施策の推進を図る。

また、令和6年4月に策定した、「健康ちば21(第3次)」に基づき、「全て

の県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を基本理念とし、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指し、子どもから高齢者まで、県民一人ひとりの健康づくりに取り組む。

(2) 子育てを支える環境の充実

過疎地域においては、保育所で少子化等により定員割れが生じており、地域の実情に応じた効率的な保育所運営が求められていることから、空き教室を活用した乳児等通園支援事業や認定こども園への移行を進めるなど、市町村と連携し、地域のニーズに沿った効率的な保育サービスの提供に取り組んでいく。

一方、共働き世帯の増加等に伴い、小学校就学後も引き続き児童の放課後等の居場所を確保できるよう、国の交付金を活用し、市町村等が計画的に行う放課後児童クラブの整備や運営等を促進する。

(3) 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策

高齢者をはじめ県民の健康づくりを推進するため、県民一人ひとりが「健やかな生活を送りたい」という意識をもって主体的に健康づくりに取り組めるよう、生涯にわたる健康づくり支援体制の整備充実を図る。

また、高齢者が要介護状態とならないよう介護予防事業や介護予防ケアマネジメント業務などの包括的支援事業をはじめとする市町村による地域支援事業に対し支援するとともに、市町村が設置する地域包括支援センターを拠点に高齢者の生活を包括的に支えていくネットワークづくりを進める。

さらに、高齢者の在宅での生活の継続を支援するため、地域密着型サービス基盤の整備等を促進する。

(4) 障害者福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域における障害者福祉について、地域で生活している障害のある人が、引き続き、住み慣れた地域社会の中で継続して生活できるよう、ホームヘルパーの養成、短期入所などの機能の整備に努めていく。さらに、地域で暮らすための受け皿となるグループホームの整備や地域生活を支援する相談体制の整備等、継続して地域で生活できるよう、施策の展開を図っていく。

(5) ライフコースアプローチをふまえた健康づくり

高齢期に至るまで健康を保持するには、高齢者の健康を支えるだけでなく、若い世代からの取組も重要となる。現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等に影響され、次世代の健康に影響を及ぼすなどの可能性がある。

このことから、胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくりであるライフコースアプローチの観点を取り入れ、健康な生活習慣についての普及啓発や運動の機会を得やすい環境の整備等、健康づくりの取組を進める。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

保健・医療・福祉をはじめ各分野の緊密な連携のもとに、本県保健医療に関する基本的な指針である「千葉県保健医療計画」において、患者を中心として、急

性期から回復期までの治療を担う地域の医療機関の役割分担と連携、更には健康づくり・介護サービス等と連動する体制として、「循環型地域医療連携システム」を構築した。併せて、限られた医療・介護資源を効率的に活用し、県民が地域において安心して質の高い医療・介護サービスが受けられるよう、医療機関の病床機能の分化と連携を推進することを目的とした地域医療構想の達成に向けて取り組んでいる。

また、「健康ちば21（第3次）」等の関連計画と整合を図りながら、県民の健康づくりの推進に関する各種施策を総合的に推進している。

（2）医療サービスの充実を図るための対策

本県では、過疎地域においても、特定診療科に係る医療の確保を含め、県民が安心して良質な医療を効率的に受けられるための対策の推進を図っている。

具体的には、地域に必要な医療の安定的な提供を図るため、中核的機能を果たす公的医療機関等に対し、施設整備などの助成制度を設けているほか、医師・看護師等を目指す学生に対する修学資金貸付事業の実施など、医師・看護師等の確保・定着対策を推進している。

また、県民・患者等が適切な医療機関などを選択できるよう、医療機関・薬局の公的検索システム「医療情報ネット（ナビイ）」により医療情報等の提供を行っている。

更に、県民への救急医療情報の提供や、救急患者の迅速かつ適切な医療機関への搬送を目的とした「ちば救急医療ネット」の整備、周産期母子医療センター、小児救命救急センター、救命救急センター等に対する施設整備等の支援、母体搬送や救急コーディネーター、ドクターヘリの運用等に対する支援により、周産期及び小児医療を含めた救急医療体制の整備を図っている。

過疎地域における公的医療機関は表12、また、民間医療機関は表13のとおりである。

表12 過疎地域の公的医療機関

令和7年6月1日現在

市町村名	名称	診療科目	病床数
勝浦市	国民健康保険勝浦診療所	外，内	0
南房総市	南房総市立富山国保病院	内，消，外，整，リハ	51
東庄町	東庄町国民健康保険東庄病院	内，小，整	32
鋸南町	鋸南町国民健康保険鋸南病院	内，外，眼，整	66
香取市	千葉県立佐原病院	内，精，神内，小，外，整，形，脳，心，小外，皮，泌，産婦，眼，耳，リハ，放，歯，麻，呼吸器内科，消化器内科，循環器内科，病理診断科	199
いすみ市	いすみ医療センター	内，小，外，整，脳，皮，泌，婦，眼，耳，リハ，放，脳神経内科，糖尿病・内分泌代謝内科	144

表 1 3 過疎地域の民間医療機関

令和 7 年 6 月 1 日現在

市町村名	名 称	診 療 科 目	病 床 数
勝浦市	川上医院	内, 消, 外	0
	長島医院	内, 小	0
	(医) SHIODA 塩田病院	内, 精, 心臓血管外科, 神内, 呼吸器内科, 消化器内科, 循環器内科, ア, リウ, 小, 外, 整, 脳, 肛門外科, 皮, 泌, 婦, 眼, 耳, リハ, 放, 麻, 消化器外科, 形, 美	290
	(医社) 南洲会 勝浦整形外科クリニック	内, リウ, 整, リハ	19
	(医社) 誠聖会 越後貫医院	内, 消化器内科, 皮	0
	勝浦眼科医院	眼	0
	南房総市	(医社) 優心会 生方内科クリニック	内, 糖尿病・内分泌科
(医社) 水明会 原診療所		内, 胃, 外, 消化器内科, 内視鏡内科	0
白浜中央医院		内, リハ	0
(医社) 美和会 和穎医院		内, 小, 耳, 呼	0
(医社) 野崎医院		内, 消, リハ	0
鈴木医院		整, リハ, 内, ペインクリニック内科	0
(医社) 花の谷クリニック		内, 心療, 精	14
(医社) 優和会 松永医院		内, 皮, 小, リハ	0
(医) 美篤会 中原病院		内, 小, 整, 美, 耳, 消化器内科, リハ, 泌	109
(医社) 恵和会 間宮医院		内, 小	0
青木内科クリニック		内, ア, 小, 呼吸器内科, 糖尿病内科	0
(医) 若林医院		眼, 内, 小, 外	0
(医社) 桂 七浦診療所		内, 神内, 老年内科, 整, 皮	0
石井クリニック		内, 外, リハ, 美容皮膚科	0
(医) 光洋会 南房総ファミリークリニック		内, 整, 小, 皮, 眼	0
(医) 光洋会 三芳病院		精, 内, 心療	292
東庄町	岡野医院	内, 小	0
	ほり医院	内, 胃, 外	0
九十九里町	医療法人社団慈優会 九十九里病院	内, 神内, リハ, 呼吸器内科, 消化器内科, 消化器外科, 循環器内科, 救急科, 外, 整, 脳	199
	九十九里診療所	内, リハ	0
	高橋医院	内	0
	不動堂クリニック	内, 小, 外, 整, 皮, リハ, 放, 麻	0

	医療法人社団九仁会古川クリニック	内, 循, 小	0
	まさきクリニック	内, 外	0
長南町	(医社) 恵正会 長南中央医院	内, 胃, 外, 整, 皮, リハ	0
	豊栄元氣クリニック	内, 循環器内科, 漢方内科	0
	古民家クリニック長南	心療, 精	0
大多喜町	(医) 白百合会 大多喜病院	精, 内, 神, 耳, リハ	363
	(医社) クラーク会 大多喜整形外科	整, リハ	0
	大多喜眼科	眼	0
	(医) 餘慶会 小高外科内科	内, 外, 呼, 消, 循, 小, 放	19
	君塚医院	内, 小	0
	(医) 川崎病院	内, 外, 循, 消, リウ, 小, 小外, 整, 皮, 呼, 泌, リハ	26
鋸南町	(医) 橘会 勝山クリニック	内, 小, ア, 婦	0
	鋸南やまだ内科	内, 神内	0
	(医財) 鋸南きさらぎ会 保田診療所	内	0
旭市	穴沢医院	内	0
	(医社) 仁慈 すずき整形外科	整, リハ	0
鴨川市	(医社) 黒野医院	内, 呼, 小	0
	(医) 鉄蕉会 亀田浜荻クリニック	内, リハ	0
香取市	(医社) 明芳会 イムス佐原リハビリテーション病院	内, リハ, 循環器内科	217
	(医社) 寿光会 栗源病院	内, リハ, 皮, 整	165
	(医社) 華光会 山野病院	内, 脳神経内科, 循環器内科, リハ, 腎臓内科, 泌, 糖尿病内科, 心臓内科, 脳	26
	(医社) 彰考会 あいざわクリニック	内, 小, 外, 整, 脳, 皮, 眼, 耳, リハ, 放	0
	浅野耳鼻咽喉科医院	耳	0
	(医社) 東方会 石井内科医院	循環器内科, 糖尿病内科, 呼吸器内科, 消化器内科, 脳	0
	(医社) 誠風会 みやうちクリニック	内, 消化器内科	0
	(医社) 志優会 中村眼科医院	眼	0
	(医社) 理正仁会 香取医院	内, 小, 皮, 消化器内科, 漢方内科	0
	(医社) 恵慈会 宇井整形外科	整	0
	(医社) 恵慈会 おおくすの郷クリニック	内, 整	0
	久保田整形外科クリニック	整, リハ, 内	0

	越川医院	内, 循環器内科, 消化器内科, 糖尿病内科, 脂質代謝内科, 小	0
	こしかわ眼科	眼	0
	越川クリニック	内, 消, 小	0
	榊原医院	内, 外, 皮, リハ	0
	坂本医院	内, 胃, 小	0
	さわら心のクリニック&相談室	心療, 精	0
	佐原泌尿器クリニック	内, 泌	0
	(医社) 島崎医院	内, ア, 小	0
	(医社) 清英会鈴木眼科医院	眼	7
	(医社) 豊隆会たもつ内科小児科医院	内, 小	0
	(医社) 明生会東葉クリニック佐原	人工透析内科, 麻, ペインクリニック内科, 漢方内科	0
	鴫田医院	内	0
	日新眼科	眼	0
	日新外科胃腸科医院	内, 胃, 循, 外, 肛, 整	0
	(医社) 根本医院	内, 胃, 外, 皮, 放	16
	布施外科医院	胃, 循, 外, 整, 性, 肛, 皮, 泌	0
	まきの越川診療所	内, 消化器内科	0
	松浦医院	内, 循環器内科, リウ, 整, 皮, 泌, リハ	0
	(医社) 誠仁会みはま香取クリニック	泌, 人工透析内科	0
	宮内医院	内, 小, 呼吸器内科	0
	MED AGREE CLINIC かとり	内, 外, 精	0
	飯島ペインクリニック	内, 麻	0
	(医社) 見龍堂医会松浦医院佐原分院	内, 心療, 精	10
山武市	岩崎医院	内, 小, 循環器内科, 消化器内科	0
	(医社) 大平会大平医院	内, 胃, 外, 肛, 皮, リハ, 放	0
	(医社) 双仁会 花城医院	内, 消, 小	0
	(医社) つくし会松尾クリニック	内, 呼, 消, 循, 小	0

※歯科診療所及び特別養護老人ホームなどの診療所は除く

※休止中の施設も含む。

(3) 保健サービスの拡充を図るための対策

本県の保健所(健康福祉センター)では、地域保健法に基づき、過疎地域においても、地域保健対策の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、生涯を通じた健康づくり、感染症対策、難病対策等の各種施策に取り組んでいる。

また、市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村保健センター等において住民ニーズに応じた計画的な事業の実施を図れるよう、各種情報や健康課題を共有する等、市町村の保健活動が効果的に進められるよう支援を行っている。

過疎地域における、保健所（健康福祉センター）設置状況は表14、市町保健センター等設置状況は表15のとおりである。

表14 過疎地域の管轄保健所 令和7年4月1日現在

市町村名	保健所名
香取市・東庄町	香取保健所 (香取健康福祉センター)
旭市・匝瑳市	海匝保健所 (海匝健康福祉センター)
山武市・九十九里町	山武保健所 (山武健康福祉センター)
長南町	長生保健所 (長生健康福祉センター)
勝浦市・いすみ市・大多喜町	夷隅保健所 (夷隅健康福祉センター)
南房総市・鋸南町・鴨川市	安房保健所 (安房健康福祉センター)

表15 過疎地域の市町保健センター等 令和7年4月1日現在

市町村名	名称
勝浦市	未設置
南房総市	南房総市三芳保健福祉センター
	南房総市千倉保健センター
東庄町	東庄町保健福祉総合センター
九十九里町	九十九里町保健福祉センター
長南町	長南町保健センター
大多喜町	未設置
鋸南町	鋸南町保健福祉総合センター
旭市	旭市保健センター
鴨川市	鴨川市天津小湊保健福祉センター
匝瑳市	匝瑳市保健センター
香取市	佐原保健センター
山武市	山武市松尾 IT 保健福祉センター
いすみ市	夷隅保健センター

※旭市旧干潟町の区域分については未設置。匝瑳市旧野栄町の区域分については未設置。香取市旧山田町・旧栗源町の区域分については未設置。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域の教育現場においては、児童生徒数が減少し、学校の小規模化や統廃合の必要も生じるなど、子育てや教育環境への影響が大きくなっている。一方、人口増加地域では急速な学級増等による学校施設や教職員等の不足への対応が急務となっている。

そこで、地域の人材・自然・環境・文化・歴史などを有効活用する地域再生の観点を踏まえて、地域コミュニティの核としての役割を担う学校を中心とした地域の活性化を図るため、学校教育における地域の人材活用や学校と地域を結ぶ人材育成等を促進する。

(2) 公立高等学校等の教育施設の整備及び利活用

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難所としての役割を果たすことなどから、その安全・安心を確保することが極めて重要である。

しかし、学校施設の多くが高度経済成長期に建設されていることから、老朽化がピークを迎えており、さらにバリアフリー化や体育館への空調整備など教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要である。

そこで、学校施設については、校舎等の長寿命化対策の促進、バリアフリー化、教室や体育館への空調設備整備などを計画的に進め、教育環境の向上や避難所機能の強化を図る。

一方、児童生徒の減少による学校統廃合により生じた廃校施設や余裕教室は、地域にとって貴重な財産であることから、地域の実情に応じて、地域コミュニティの核としての役割を果たせるような施設整備や余裕教室の効率的利活用を図る。

また、学校の持つ優れた教育機能や施設を身近で利用しやすい生涯学習の場として地域に積極的に開放することで、地域住民への学習機会の提供を推進し、地域の教育力の向上につなげる。

(3) 図書館、集会施設、体育施設、社会教育施設等の機能の充実等

「人生100年時代」や「Society5.0」といった社会の大きな変革が進んでおり、生涯学習の重要性がますます高まっている。子供や若者、社会人、高齢者、障害のある人々が、年齢に関係なく学び続け、自己の成長や地域・社会への貢献の意欲を持ち、地域社会のリーダーや担い手として活躍できる社会を実現することが求められている。

生涯学習や社会教育の場としての利用促進を図るため、また、県民の多様な学習要求に応えるため、図書館とその他の社会教育施設等については、施設の機能の充実等を図るとともに、県立の社会教育施設と市町村立施設間の広域的な連携を促進する。

図書館については、千葉県内図書館横断検索システムや図書館相互貸借ネットワークによる資料の搬送など、県立図書館と市町村立図書館等の連携に努める。

博物館・美術館については、地域の施設と連携した取組を進めるとともに、地域の人々が郷土の歴史や文化に直接触れ、学べる機会の創出に努める。

また、地域の自然、産業、人材などを生かし、子どもたちが宿泊を伴う自然体験や生活体験、ボランティア活動など様々な活動に参加する機会を幅広く得られるよう努める。

10 集落の整備

本県における過疎地域の集落は、人口の減少・流出、高齢化が進み、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を取り巻く環境はますます厳しくなってお

り、放置できない状況になってきている。

そこで、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって取り組むコミュニティビジネスや集落対策に関する取組に対して支援を行う。

1.1 地域文化の振興等

文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものであるとともに、教育、地域づくり、産業など社会のあらゆる文化と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産である。

本県には、後世に語り継ぐべき歴史や芸術、大漁旗・万祝などの海にまつわる文化や、各地域の伝統ある祭りや行事が数多く残されている。

さらに、千葉県誕生 150 周年記念事業では、県内全域で市町村をはじめとした様々な主体が本県ならではの新しい芸術祭など、地域の文化資源や観光資源を活用した様々なイベント等を実施し、県内外の方々に改めて千葉の魅力を認識していただく機会になった。

こうした本県の特徴を生かした文化芸術を積極的に振興するとともに、多くの県民が触れ、また参加できるよう取組を進め、活力ある「ちば文化」を創造していく。併せて事業を通じて再認識された千葉の魅力や多様な主体による連携等の財産を着実に次世代に引き継いでいくことで、県民の心の豊かさや誇りの醸成、地域活性化につなげていく。

教育面においては、実際に歴史や文化に触れ、郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育を促進する。

また、地域に残された伝統文化や民俗芸能を伝承するため、伝統文化や民俗芸能に県民が触れる取組を推進するとともに、文化財、伝統文化の適切な保存管理に努める。

特に過疎地域においては、歴史・伝統文化、民俗芸能等が、地域の活性化の役割を果たすことが期待されてるものであることから、文化財をはじめとした地域資源に対する支援を引き続き実施する。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーは、環境負荷の低減だけではなく、地域経済の活性化を図る上でも重要であることから、本県では、令和 5 年に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を改定するとともに、「千葉県カーボンニュートラル推進方針」を策定し、脱炭素社会の実現に向けて、地域住民との円滑な合意形成を図り、地域と共生した形で、再生可能エネルギーの利用を導入していく。

また、家庭や事業所における地球温暖化対策の推進などを図るため、二酸化炭素の排出削減につながる太陽光発電設備等の導入を促進する。

このほか、ワンストップ窓口による相談対応や情報提供等により、市町村や事業者等による導入等を促進する。

さらに、洋上風力をはじめとする再生可能エネルギーの活用等を図ることで、まちづくり・地域づくりにも資するとともに、関連産業の振興も期待できることから、地域特性を踏まえた効果的な導入による地域振興策の検討等を支援する。

千葉県過疎地域持続的発展計画

第1 基本的な事項

1 過疎地域の持続的発展の基本的な方針

本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第7条の規定により令和8年4月に策定した「千葉県過疎地域持続的発展方針」に基づいて、過疎地域の市町の持続的発展を図るために県が実施する施策について、定めるものである。

本計画に係る対象期間、対象地域は以下のとおりである。

- ・対象期間 令和8年度から令和12年度まで
- ・対象地域

勝浦市、南房総市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、鋸南町、旭市の旧干潟町の区域、鴨川市の旧天津小湊町の区域、匝瑳市の旧野栄町の区域、香取市の旧佐原市、旧山田町、旧栗源町の区域、山武市の旧松尾町の区域、いすみ市の旧夷隅町の区域

2 過疎地域の持続的発展のための基本目標

県及び過疎地域の市町村が連携しつつ、着実に過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の各市町村の社会増数の増加及び社会減数の減少を基本目標に定め、過疎対策を実施していく。

(単位：人)

団体名	現状値（令和2年）			目標（令和12年）	
	社会増 （転入者数）	社会減 （転出者数）	【参考】 社会増減 （転入超過数）	社会増 （転入者数）	社会減 （転出者数）
旭市	1,362	1,624	△262	各市町村に おける現状 値からの増 加を目指す	各市町村に おける現状 値からの減 少を目指す
勝浦市	517	632	△115		
鴨川市	1,042	1,102	△60		
南房総市	781	854	△73		
匝瑳市	576	786	△210		
香取市	1,247	1,718	△471		
山武市	1,031	1,442	△411		
いすみ市	828	949	△121		
東庄町	246	275	△29		
九十九里町	309	460	△151		
長南町	169	166	3		
大多喜町	196	283	△87		
鋸南町	131	265	△134		
【参考】千葉県	259,399	242,629	16,770		

※現状値は、「住民基本台帳人口移動報告（R2年）」（日本人移動者）の他市区町村からの転入者数、転出者数、転入超過数による。（県内移動者も含む）

※市町村域の一部が過疎地域となっている団体（一部過疎）については、全域での数値。

3 計画の達成状況の評価

本計画については、毎年度、「PDCAサイクル」を用いた効果検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2 県が実施する施策

1 移住・定住・二地域居住の促進、人材の確保・育成

(1) 移住・定住・二地域居住の促進

施策名	内容
移住定住促進事業	市町村等との連携を図りながら、交通、医療、教育などの移住関連の情報発信を行うとともに、市町村や地域の関係者が行う移住・二地域居住の促進のための取組を支援する。
U I J ターンによる起業・就業者等創出事業	東京23区に在住又は通勤する者が、県内条件不利地域に移住し、条件不利地域での中小企業等への就業や特定分野での起業等を行う場合に、移住に要する費用負担を軽減するため移住支援金を支給する。
移住・二地域居住等ポータルサイト運営事業	県及び市町村の移住関連情報を一元的に発信することで情報発信力を強化するとともに、希望するライフスタイルや興味、関心等に応じて地域を探ることができるようにすること等により、移住・二地域居住を促進する。
地域おこし協力隊の活動支援	地域おこし協力隊制度の対象市町村職員・隊員に対しヒアリング等を実施するとともに、オンラインを含めた多様な形式による研修会・交流会を開催し、隊員の円滑な活動を支援する。

(2) 人材の確保・育成

ア 地域経済を支える人材の確保・育成

施策名	内容
千葉県ジョブサポートセンター事業	子育て中の女性や中高年齢者等の再就職の促進及び就職後の職場定着を図るため、就業に係る一貫した支援を行う千葉県ジョブサポートセンターを運営する。
地域しごとマッチング支援事業	専用ホームページ「千葉県地域しごとNAVI」を運営し、県内の求人情報や暮らし情報等を一元的に提供するとともに、条件不利地域内の移住支援対象法人を対象に効果的な求人広告の作成等を支援する。
中小企業人材採用・魅力発信サポート事業	千葉県商工会議所連合会が行う、県内企業の人材採用・定着に向けた研修・魅力発信手法の強化や、企業と教育機関との相互交流等の取組を支援する。
ジョブカフェちば事業	就職を希望する若者を対象に、総合的な就職支援サービスをワンストップで提供するとともに、企業と若者との交流イベントなどを開催し、県内企業の人材確保を支援する。
中小企業の人材確保に向けた仕事体験促進事業	県内中小企業等の人材確保と若者の職場定着を促進するため、大学生や高校生を対象に仕事体験ツアーを実施し、中小企業等と学生等が直接交流できる場を提供する。
中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業	県内中小企業等の人材確保・定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員への奨学金返還を支援している中小企業等を対象とした補助金事業を実施する。
観光・宿泊業人材確保事業	観光・宿泊業の人材確保に向け、観光・宿泊事業者と求職者を対象としたセミナー及びマッチング支援を行うほか、事業者の人材需要が大きい高校新卒者の確保に向け、県内高校と事業者とのネットワークの構築や、高校生を対象とした職場見学会などを実施する。
プロフェッショナル人材戦略拠点事業	県内中小企業が抱える様々な経営課題を解決するため、専門知識・技術を有する人材の採用（副業・兼業人材の活用を含む）を支援する。

	また、企業が本事業を通じてデジタル人材を採用する場合や、副業・兼業人材を活用する際の紹介手数料等を補助し、経営課題の解決を促進する。
県立テクノスクールにおける職業訓練の実施	県立テクノスクールで行う施設内訓練として、学卒者・離転職者・障害者・在職者に対する職業訓練を実施する。
外国人材確保支援事業	県内中小企業における外国人材の円滑な受入れを支援するため、外国人雇用に関するセミナーや外国人留学生等を対象とした就労に向けた講座を実施するとともに、企業と留学生との相互理解のための交流会、マッチングに向けた合同企業説明会を開催する。 また、県内企業からの採用・定着に関する相談や、外国人材からの仕事に関する相談を、電話・オンラインで受け付ける窓口を運営する。
千葉県副業人材マッチング支援事業	民間人材サービス事業者が運営する副業人材プラットフォーム機能を活用し、金融機関や商工団体と連携を図り、地域企業等と専門能力を持つ副業人材をマッチングさせる。

イ 農林水産業を支える多様な担い手の確保・育成

施策名	内容
力強い担い手育成事業	就農直後からの農業者の成長ステージに応じて、各地域でのセミナー・研修会の開催や、農業者グループ活動の促進等、対策を総合的に実施する。また、女性の活躍促進や男女共同参画につなげるため、研修会等を通じた女性農業者の育成を行う。
集落営農加速化事業	住民合意に基づいた効率的な営農体制を確立するため、集落営農組織の設立や後継者の育成・定着等に取り組む意欲的な集落を支援する。 また、小規模農家や女性・高齢者組織の新品目導入や、地域特産物の加工品開発等の取組を支援する。
ちば新農業人サポート事業	自営就農、新規参入、高校生及び定年帰農者などの多様な就農希望者がしっかりした農業技術と営農計画を持って就農できるよう、研修会や交流会の開催等により、関係機関・団体が一体となり支援する。
新規就農者等に対する資金支援	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、49歳以下の新規就農者等に対し、資金の交付を行うほか、機械・設備の導入等に係る費用について補助する。
ちばの次世代農業経営体確保・育成事業	農業者向けの経営相談窓口を設置するとともに、農業者の経営診断や経営課題に専門家を派遣して支援する。
農業労働力対策事業	農業での労働力確保に向けて、関係機関をメンバーとした戦略会議を開催し、課題の整理や研修会の実施等を行う。 また、農業経営体が新たな人材を雇用する際に、就業規則の制定など雇用条件の改善や、休憩室等を整備する取組など支援する。
農福連携推進事業	農福連携に関する情報を広く発信するフォーラムや地域の実践事例の見学会の開催、専門人材を育成する研修の実施と派遣、農業者が福祉事業所へ農作業を委託する取組の導入実証を行う。
農地集積加速化促進事業	担い手への農地集積・集約を加速し、農業の生産性を高め競争力を強化するため、千葉県農地中間管理機構の事業等に要する経費について補助金を交付するとともに、機構へ農地を貸付けた地域に、市町村を通じて協力金を交付する。

農業参入促進農地整備モデル事業	企業による農業参入を促すため、企業が耕作に適さない土地（遊休農地等）を耕作に適した農地へ整備する経費の一部を補助（市町村への間接補助）する。
森林・林業担い手確保・育成対策事業	認定林業事業主に対し千葉県林業労働力確保支援センターでは、経営合理化指導等を行い、千葉県林業サービスセンターにおいては、各種研修を実施する。 また、高性能林業機械等のレンタル費用の一部を助成する。
漁業の担い手確保・育成総合対策事業	漁業の担い手の確保や育成対策を総合的に実施し、地域漁業のリーダーや漁業者による自主活動を支援することで漁村の活性化を図る。

ウ 医療・福祉・介護人材の確保と資質の向上

施策名	内容
医師確保対策事業	地域医療を安定的に提供するため、医師修学資金貸付事業、医師少数区域等医師派遣促進事業等により、医師の確保と県内への定着を図る。
看護職員確保対策事業	地域医療に従事する看護職員の確保対策を強化するため、保健師等修学資金貸付事業により看護職員の育成と定着を図る。
介護人材確保対策事業費補助事業	介護の職場への新規就業の促進や潜在有資格者の再就業、介護職員のキャリアアップを目的に、市町村、事業者・団体等が実施する事業を支援する。
介護福祉士修学資金等貸付事業	介護福祉士養成施設等の在学生への修学資金や、離職した介護人材への再就職のための準備金等の貸し付けを行う。

エ 保育人材等の確保と資質の向上

施策名	内容
ちば保育士・保育所支援センター運営等事業	センターにおいて、保育士資格を持ちながら、保育士として就労していない者（潜在保育士）や放課後児童支援員として就職を希望する者等の就職支援、助言や相談業務を行い、保育人材の確保に取り組む。
幼児教育推進事業	幼児教育の拠点機能の強化を図り、教職員の専門性の向上をはじめとした教育の質の向上や保幼小の円滑な接続等、幼児教育を推進する。
千葉県保育士処遇改善事業	保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所等の保育士の処遇（給与）改善を実施する。
保育士修学資金等貸付事業	保育士確保のため、保育士資格取得に係る修学資金や潜在保育士の再就職の準備金などを貸し付ける。
放課後児童支援員等研修事業	eラーニングを活用し、放課後児童支援員となるための認定資格研修や放課後児童クラブに従事する職員の資質の向上を図るための資質向上研修を実施する。
保育士等キャリアアップ研修事業	保育士の定着及び質の向上を図るため、一定の経験を積んだ保育士等を対象として、eラーニングを活用したキャリアアップ研修を実施する。

オ 地域を愛し地域を支える人材の育成

施策名	内容
-----	----

道徳教育推進プロジェクト事業	各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、今後の道徳教育の在り方について検討し、特色ある道徳教育推進校における研究等を通して道徳教育を推進することにより、幼児児童生徒の道徳性を高める。
いきいきちばっ子食育推進事業	学校給食を活用した食育の指導体制と指導内容の充実を図るとともに、栽培体験や収穫体験等を取り入れた食育活動を展開し、食に対する感謝の気持ちや、地場産物への理解・愛着を深め、地域への誇りを持った豊かな人間性を育む。
県立博物館の展示・教育普及事業	県立博物館が収蔵する資料を活用した講座や学芸員による観察会等を通して、地域の自然や歴史・文化を紹介する。
無形民俗文化財公開普及事業	「房総の郷土芸能」の開催や、記録映像の作成、公開により、県内に伝承された民俗芸能等に対する理解と認識を深め、無形民俗文化財の保存と次世代への継承をはかり、地域活性化につなげる。

2 産業の振興

(1) 農業の振興

施策名	内容
「環境にやさしい農業」推進事業	農業の自然環境に与える負荷を軽減し、持続可能な農業を推進するため、土づくりの実践や化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の半分に減らす「ちばエコ農業」を推進するとともに、有機農業の支援等を一体的に推進する。
環境保全型農業直接支援対策事業 (環境保全型農業直接支払交付金)	化学農薬・肥料の使用量を2分の1以上低減したうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者グループ等に対し、取組面積に応じて交付金を交付する。
有機農業産地づくり推進事業	地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援し、有機農業推進のモデル的地区を創出する。
農地集積加速化促進事業【再掲】	担い手への農地集積・集約を加速し、農業の生産性を高め競争力を強化するため、千葉県農地中間管理機構の事業等に要する経費について補助金を交付するとともに、機構へ農地を貸付けた地域に、市町村を通じて協力金を交付する。
最適土地利用総合対策事業	中山間地域等における、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援する。 また、荒廃農地を解消する市町村等に対し、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援する。
中山間地域等直接支払交付金事業	中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の維持・増進を図るため、農業生産活動を継続する農業者等に対し交付金を交付する。
多面的機能支払交付金事業	農業者等で構成される活動組織が行う農地や水路の保全活動、地域住民を含めた農村環境の保全向上、施設の長寿命化対策などの地域の取組を支援するため、交付金を交付する。
県産農林水産物販売促進事業	県産農林水産物の販売促進を図るため、量販店等と連携した千葉県フェアの開催や商談会への出展支援等を通じた県産

	農林水産物の魅力発信を行うほか、新たな販路開拓に向け、企業と生産者のマッチングやECサイトの活用に向けた支援などを行う。
県産農林水産物輸出促進事業	県産農林水産物の海外への輸出を販路拡大の一つと位置付け、海外プロモーションや商談会等を実施するとともに、輸出に取り組む生産者団体・事業者への支援を進め、県産農林水産物の輸出を促進する。
「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業	県内園芸産地の生産力を強化・拡大するため、ハウス等の施設整備や省力化機械等の導入、老朽化した温室等の改修、スマート農業の導入に必要な環境モニタリング装置等の整備に対し、助成する。
農産産地支援事業	地域の農業振興を図るため、必要な農業用施設の整備に対し支援する。また、米（飼料用米含む）、麦・大豆・落花生や種子生産に取り組む営農組合等の農業機械及びスマート農業機械導入に対し、助成する。
スマート畜産推進事業	生産性の向上と労働時間の短縮を図るため、畜産経営へのスマート農業技術導入を推進し、機械装置等の導入に対して助成する。
県産飼料自給体制整備事業	水田利活用等による自給飼料の生産基盤拡大を図るため、飼料作物生産集団やコントラクター（飼料生産受託組織）等を対象に、飼料生産の規模拡大あるいは生産性向上に必要な機械の導入に対して助成する。
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	地域における畜産経営の収益力向上を図るため、畜産クラスター協議会の中心的経営体を対象に、収益性向上等のための施設整備等に対して助成する。
地域資源活用価値創出支援事業のうち農業経営多角化支援事業	商品開発や販路拡大など、生産・加工・販売等に渡る経営の多角化に必要な機械等の導入を支援する。
団体営水利施設等整備事業	農地・農業水利施設等の整備に対し地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな支援を行うことで、生産効率の向上を図り、もって農業競争力の強化を図ることを目的とする。
農地環境整備事業	耕作放棄地が介在する地域において、営農を継続し生産性向上を図る区域（生産区域）と営農の再開が見込めない区域（保全管理区域）に区分し、優良農地の生産性向上を図るための整備と耕作放棄地による悪影響の除去を一体的に行う。 ・ 大貫地区（平成24年度～令和8年度）（南房総市） 受益面積 9.7ha（区画整理）
県営中山間地域総合整備事業	中山間地域において、地域の立地条件に即した農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業と農村の活性化を図るとともに、地域の定住の促進、国土環境の保全に資する。 ・ 御宿地区（平成21年度～令和8年度）（御宿町） 受益面積 33.4ha（区画整理）
かんがい排水事業	農業用水の安定的な確保・供給等のため、受益面積200ha以上の基幹的な水利施設の新設・改修を行う。 ・ 香取市東部地区（平成28年度～令和12年度）（香取市） 受益面積 249.4ha
ため池整備事業	ため池築造後の自然的・社会的状況の変化等に対応するため、また、ため池の老朽化等により人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生を防止するため、ため池堤体の改修や洪水吐の整備等を行う。 ・ 奥山地区（令和2年度～令和7年度）（南房総市） 受益面積 38.9ha

	<ul style="list-style-type: none"> ・丹生堰地区（令和6年度～令和10年度）（南房総市） 受益面積 42.0ha
基幹水利施設ストックマネジメント事業	<p>農業水利施設の多くは戦後集中的に整備されてきたことから、耐用年数を超えて稼働しているため、受益面積が100ha以上の施設を対象に、既存施設の有効活用を図りつつ、長寿命化対策工事により同施設のライフサイクルコストの低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大布川地区（平成26年度～令和8年度）（匝瑳市） 受益面積 469ha ・野田地区（平成27年度～令和8年度）（匝瑳市） 受益面積 116.5ha ・新堀川地区（平成28年度～令和9年度）（匝瑳市） 受益面積 732.7ha ・勝浦ダム地区（平成28年度～令和8年度）（勝浦市） 受益面積 769.1ha ・佐久間地区（令和7年度～令和10年度）（鋸南町） 受益面積 198ha
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	<p>土地改良事業により造成された農業用の用・排水機場や水路等の水利施設は、ほとんどが耐用年数を超えて稼働しているため、受益面積が10ha以上100ha未満の施設を対象に、既存施設の有効利用を図りつつ長寿命化対策を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市和田地区（平成30年度～令和6年度）（香取市） 受益面積 114ha ・新発田地区（令和6年度～令和8年度）（旭市） 受益面積 51ha
経営体育成基盤整備事業	<p>農地集積を通じた生産コストの削減や、高収益作物の導入を促進するため、水田の大区画化・汎用化や用水路・排水路の整備など、総合的な基盤整備を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀之内地区（平成30年度～令和9年度）（香取市） 受益面積 71.7ha ・大楠地区（令和2年度～令和11年度）（勝浦市） 受益面積 42.0ha ・大森地区（令和2年度～令和11年度）（勝浦市） 受益面積 36.8ha ・黒部川左岸第三地区（令和4年度～令和13年度）（香取市） 受益面積 166.9ha ・八田地区（令和6年度～令和15年度）（山武市） 受益面積 124.0ha
農地中間管理機構関連農地整備事業	<p>担い手への農地の集積・集約を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、大区画等の基盤整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名木木戸地区（平成30年度～令和11年度）（勝浦市） 受益面積 26.4ha ・長南東部地区（令和元年度～令和10年度）（長南町） 受益面積 67.3ha
魅力ある千葉県オリジナル品種の早期育成及び普及促進事業	<p>魅力あるオリジナル品種の育成に向け、効率的な育種技術を活用し、育成期間の短縮を図るとともに、普及定着に向け栽培技術の開発に取り組む。</p>
スマート農業導入実証事業	<p>地域や産地の将来像を鑑み、今後導入が必要と考えられるスマート農業の実証を進める。</p>
千葉県次世代につなぐ営農体系確	<p>産地において、「環境に優しい技術」と「先端技術等を活用</p>

立支援事業	した省力化に資する技術」を組み合わせた新たな営農技術体系の検討及びその実現に向けた取組に対して助成する。
地域資源活用価値創出支援事業 (農業経営多角化支援事業除く)	農林漁業者の所得向上や地域の雇用創出を図るため、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発、販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等、農林漁業者の6次産業化の取組を支援する。
豚熱ワクチン接種事業	県内の養豚農家等を対象に、豚熱ワクチンの接種を実施する。
イノシシ等有害獣被害防止対策事業	県南の中山間地域を中心に、有害獣による農作物被害が発生しており、近年は、県北部地域へと被害が拡大し、地域農業生産の大きな阻害要因となっていることから、捕獲機材の導入や侵入防止柵の整備等への支援や、本県に適した被害対策について調査・研究を行うとともに、有害獣被害対策を行う上で中心的役割を担う地域リーダーを育成し、有害獣による農作物被害の軽減を図る。

(2) 林業の振興

施策名	内容
森林環境保全整備事業	県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的に実施される植栽や間伐等の森林整備や、道路・電線等のインフラ施設周辺の森林において、インフラ施設における風倒木被害等の未然防止対策につながる森林整備に対し支援を行う。
県有林事業	水源の涵養、災害の防止などの機能を果たしている県有林の適正管理を実施する。 (鴨川市、南房総市、東庄町、大多喜町)
県民の森事業	県民の森の管理委託及び施設整備を行う。 (鴨川市、東庄町、大多喜町)
ちばの木利用拡大促進事業	公共建築物等への県産木材の利用促進、県産材の生産・供給流通体制づくりを支援する。
里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業	地域住民や森林所有者等が協働して行う里山の保全管理や山村地域の活性化に資する取組を支援し、里山周辺の活性化及び森林の多面的機能の維持・向上を促進するため、交付金を交付する。
さとやま整備・活用促進事業	地域による身近な森林の保全・整備を促進し、整備された里山の利活用を核とする地域づくりを支援するため、里山活動団体の育成を目的とした講習会の開催や里山を利活用したイベントによる普及啓発活動等を行う。

(3) 水産業の振興

施策名	内容
漁港・漁場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・片貝漁港の整備 (九十九里町) ・勝浦漁港の整備 (勝浦市) ・天津漁港の整備 (鴨川市) ・小湊漁港の整備 (鴨川市) ・和田漁港の整備 (南房総市) ・乙浜漁港の整備 (南房総市) ・千倉漁港の整備 (南房総市) ・勝山漁港の整備 (鋸南町)

漁業の担い手確保・育成総合対策事業【再掲】	漁業の担い手の確保や育成対策を総合的に実施し、地域漁業のリーダーや漁業者による自主活動を支援することで漁村の活性化を図る。
水産物ブランド力向上支援事業	「千葉のさかな」のブランド力を高めるため、地域水産物の特性を生かし、独自のブランドづくりやブランド力強化に取り組む生産者団体を支援する。
つくり育てる漁業の推進	水産資源の維持増大や持続的な利用を図るため、マダイ、ヒラメ、アワビ、アユなどの種苗生産・放流などを支援する。
漁業協同組合の経営基盤強化	地域特性に合わせて自立した漁協の構築を図るため、県と水産系統団体で構成する「JF経営指導千葉県委員会」において組織再編や経営改善対策に取り組む。
県産農林水産物販売促進事業【再掲】	県産農林水産物の販売促進を図るため、量販店等と連携した千葉県フェアの開催や商談会への出展支援等を通じた県産農林水産物の魅力発信を行うほか、新たな販路開拓に向け、企業と生産者のマッチングやECサイトの活用に向けた支援などを行う。
県産農林水産物輸出促進事業【再掲】	県産農林水産物の海外への輸出を販路拡大の一つと位置付け、海外プロモーションや商談会等を実施するとともに、輸出に取り組む生産者団体・事業者への支援を進め、県産農林水産物の輸出を促進する。

(4) 地域産業の振興

施策名	内 容
千葉県伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金	市町村が行う伝統的工芸品の後継者養成事業に対し補助する。
千葉県指定伝統的工芸品展開催事業	県の伝統的工芸品の魅力を広く発信し、販路の開拓、拡大や観光客の県内産地への来訪を促進するため、展示販売会を開催する。
県産品及び伝統的工芸品常設展示場設置運営事業	県産品及び伝統的工芸品の普及と販路拡大を図るため、県内の常設展示場において、紹介・宣伝・斡旋を行う。
ちばのキラリ商品支援事業	県産農林水産物などの地域資源を活用した商品の開発や販売展開を支援するため、商品開発に係るコンサルティングや、テストマーケティング及び販売イベント、展示会への出展等を通じて、商品の開発段階からブランド化まで一貫した支援を行う。

(5) 企業誘致の推進

施策名	内 容
立地企業補助金	企業立地を促進し、経済の活性化と雇用の確保を図るため、県内へ立地する企業に対し助成を行うとともに、過疎地域を含む 32 市町村における空き公共施設等の改修や新たな産業用地の確保に取り組む市町村に対し助成を行う。
戦略的企業誘致推進事業	本県への企業誘致を推進するため、本県の魅力をPRする誘致セミナーの開催などを実施する。
空き公共施設等を活用した企業誘致促進事業	廃校となった小学校や幼稚園などの空き公共施設等へ民間企業の知見やネットワークを用いて企業誘致を図ることで、地域の「しごとの場」を創出し地域経済を活性化する。
地域未来投資促進法の活用	県全体を促進区域とする「千葉県基本計画」(平成 30 年 12 月策定) 及び空港周辺 9 市町※を促進区域とする「成田新産業特別促進区域基本計画」(令和 5 年 3 月策定) に則り、法

	<p>に基づく支援措置を用いて企業誘致を図ることで地域経済を活性化する。</p> <p>※成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町</p>
地域再生法の活用	<p>地域再生法に基づき、平成 27 年 10 月に本地域を含む県内 35 市町村を対象に県が策定した「県のポテンシャルを最大限生かした地域経済活性化計画」に則り、法に基づく支援措置を用いて企業誘致を図ることで地域経済を活性化する。</p>

(6) 起業、新事業への取組の促進

施策名	内容
創業資金による支援	<p>創業者又は創業後 5 年未満の中小企業者を対象に、事業経営上必要な設備資金又は運転資金を融資する。また、その信用保証料について一部を補助する。</p>
チャレンジ企業支援センター事業	<p>チャレンジ企業支援センターにおいて、創業・経営革新に係る情報提供、相談、専門家派遣などの支援を行う。</p>
ちば起業家応援事業	<p>「起業・創業」の機運醸成・啓発から、優秀な起業家の発掘、起業を実現するためのビジネスプランのブラッシュアップまで、一貫した支援を継続的に行うことにより、県内での起業を促進する。</p>
中小企業高付加価値化支援事業 (地域資源の活用事業助成事業費補助)	<p>中小企業者等又は中小企業者等と農林漁業者の連携体による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発を支援する。</p>
ちばのキラリ商品支援事業 【再掲】	<p>県産農林水産物などの地域資源を活用した商品の開発や販売展開を支援するため、商品開発に係るコンサルティングや、テストマーケティング及び販売イベント、展示会への出展等を通じて、商品の開発段階からブランド化まで一貫した支援を行う。</p>
中小企業デジタル技術活用支援事業	<p>デジタル技術の活用による県内中小企業の技術の高度化や生産性の向上を図るため、専門家等による中小企業への訪問を通じた課題等の把握や解決に向けた伴走支援を進めるとともに、人材育成のための研修や、企業等が連携して行う実証プロジェクトに対する助成等を行う。</p>

(7) 商業の振興

施策名	内容
地域商業活性化事業	<p>商店街団体や商業者グループなど、多様な地域商業の担い手が行う新たな意欲ある取組に対して支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化計画作成支援事業 住民ニーズを踏まえた計画策定等を支援 ・施設整備事業 商店街の計画等に基づく施設整備を支援 ・活性化推進事業（新規的事業） 空き店舗活用や買い物弱者支援等、商店街の計画に基づく新規的な事業を支援 ・活性化推進事業（連携事業） 地域商業の課題解決のため、複数の団体が連携して取り組む事業を支援

商店街若手リーダー養成事業	商業経営・商店街運営等の講座を通じた次代の商店街を担う人材の育成や、商業者間の交流促進による商店街相互のネットワーク形成の推進を図る。
---------------	---

(8) 観光の振興

施策名	内容
千葉の自然を活用した観光地域づくり促進事業	豊かな自然を活用した魅力ある観光地づくりを促進するため、市町村や観光関係団体、民間事業者など、多様な主体と連携しながら、地域のブランディングや観光コンテンツの開発、観光客の利便性向上に向けた取組などを県内各地域で実施する。
観光地魅力アップ整備事業	魅力ある観光地づくりを推進するため、市町村等が行う観光公衆トイレや駐車場等の観光関連施設の整備に係る経費の一部を助成する。
観光コンテンツ高付加価値化促進事業	中長期的な観光需要を拡大するため、市町村や観光に携わる民間事業者等が実施し、将来的に定着が見込める広域的な観光コンテンツの開発などに対し、経費の一部を助成する。
訪日団体旅行者向けバスツアー支援事業	県内で周遊・宿泊する外国人団体旅行者の増加を図るため、海外旅行会社等が一定の条件を満たす旅行商品を造成した場合に支援を行う。
外国語ウェブサイトの管理運営事業	英語及び中国語（繁体字）のウェブサイトを活用し、外国人旅行者向けに千葉県の観光スポット等を紹介する。
外国人観光客向けプロモーション事業	成田国際空港を擁する優位性等を生かして、外国人観光客を積極的に誘致するため、海外国際観光展でのPRや商談会等を実施する。
外国人観光客向け体験観光プログラム魅力向上支援事業	県内の観光業者が提供している様々な体験観光のプログラムを調査、集約した上で、外国人のニーズに合わせた高付加価値化や外国語対応・外国人向け資料作成の支援等を行うことで、外国人の体験観光プログラム利用拡大につなげる。
成田空港を拠点としたインバウンド誘致の推進	成田空港を利用する外国人観光客の県内への周遊・滞在を促進するため、空港内に設置した観光情報窓口で情報提供を行うほか、空港を発着地とするモニターツアーなどを実施する。また、空港周辺地域を中心に手荷物預かりサービスの普及を図るための事業者向けセミナー等を開催する。
国内向け観光プロモーション事業	観光プロモーションの全県的な組織である「ちばプロモーション協議会」において、市町村、観光協会、観光事業者等と連携したプロモーションを実施する。
観光ちば全国発信事業	メディアの活用やパンフレットの作成により、観光キャンペーンや情報発信を実施する。
ちば観光地域力向上事業	観光事業者等がおもてなしの取組について発信・再確認する「おもてなし強化月間」の実施や、地域が主体的にインバウンド対応を図るための多言語コミュニケーションシート作成を行う。
観光情報発信ウェブサイトの管理運営事業	本県への観光客誘致及び観光客の利便性向上のため、千葉県公式観光サイト「ちば観光ナビ」の管理運営を行う。
千葉県観光物産情報ラジオPR事業	県内各地への観光誘客と県産品の購買を促進するため、ラジオ番組「CHIBA-ICHI探検隊」で地域の観光施設や名産品等に関する情報などのPRを行い、地域経済の活性化を図る。
期間限定アンテナショップ事業	東京に次ぐ経済圏である大阪において、期間限定のアンテナショップを出店する。

鉄道を活用した周遊観光プロモーション事業	鉄道を利用した本県来訪及び県内周遊を促進するため、鉄道事業者、市町村、観光事業者等と連携し、鉄道を活用した県内周遊プロモーションを実施する。
北関東・南東北・中京地域からの観光誘客プロモーション事業	観光客誘致の重点エリアとしている北関東・南東北・中京圏からの団体バスツアーの造成促進や観光PRを行う。
「グリーン・ブルーツーリズムinちば」推進事業	食と農の宝庫である「千葉の魅力」を都市住民が直接感じることができるよう、地域の農林漁業者等が取り組む都市と農山漁村の交流活動を推進する。
アウトドア・スポーツ体験観光割引キャンペーン事業	豊かな自然を生かしたアウトドアやスポーツの体験プログラムの磨き上げや、割引キャンペーンを実施する。
デジタルマーケティング事業	データに基づく効果的な観光振興を図るため、県内観光客の人流等のビッグデータを分析し、誘客促進に向けた施策の検討や、観光客のニーズに即した情報発信などを行う。
観光・宿泊業人材確保事業【再掲】	観光・宿泊業の人材確保に向け、観光・宿泊事業者と求職者を対象としたセミナー及びマッチング支援を行うほか、事業者の人材需要が大きい高校新卒者の確保に向け、県内高校と事業者とのネットワークの構築や、高校生を対象とした職場見学会などを実施する。
観光商談会事業	旅行商品の造成などを促進するため、観光商談会を開催する。
教育旅行体験プログラム造成事業	教育旅行において学校からのニーズが高い、キャリア教育やSDGsといった学習要素を取り入れた体験プログラムを掲載したパンフレットの更新や新たなプログラム発掘を行い、教育旅行誘致と県内宿泊につなげる。
教育旅行誘致事業	修学旅行は、観光入込客が少ない平日に実施されるとともに、再度本県を来訪するきっかけづくりとしても期待できることから、宿泊客の増加を図るため、来訪が見込まれる県外中学校等の修学旅行誘致活動を実施する。

(9) 多様な働き方の推進

施策名	内 容
多様な働き方推進事業	企業向けセミナー等の開催、アドバイザーの派遣などを通じて、企業における働き方改革の推進やテレワークの導入・定着を支援する。
立地企業補助金【再掲】	企業立地を促進し、経済の活性化と雇用の確保を図るため、県内へ立地する企業に対し助成を行うとともに、過疎地域を含む32市町村における空き公共施設等の改修や新たな産業用地の確保に取り組む市町村に対し助成を行う。
空き公共施設等を活用した企業誘致促進事業【再掲】	廃校となった小学校や幼稚園などの空き公共施設等へ民間企業の知見やネットワークを用いて企業誘致を図ることで、地域の「しごとの場」を創出し地域経済を活性化する。
ちばワーケーション受入促進事業	ワーケーションの受入促進を図るため、ホームページやワークショップ等により県の魅力を発信するとともに、県内でワーケーションを行う企業等に対して実施経費の一部を助成する。

3 地域におけるDXの推進

施策名	内 容
千葉県DX推進戦略推進事業	千葉県DX推進戦略における取組を着実に推進するとともに、戦略の進捗状況等をまとめ、外部有識者等で構成される千葉県DXアドバイザー会議において、取組の更なる進展

	に向けた助言を聴取する。
市町村DX推進への支援	県内市町村がDXに着実に取り組めるよう、外部専門人材を活用した専門的・技術的な助言、DX人材の確保・育成、システムの共同調達・共同利用等の支援を行う。
地域DXの推進	市町村や企業、大学、NPO等と連携しながらDXを推進するとともに、千葉県DX推進協議会を通じて普及啓発活動、情報交流等を実施する。
行政手続のオンライン化推進	県庁の行政手続について、業務内容や業務プロセスなどの見直しを行うとともに、オンライン申請の対象手続を拡大し、県民や事業者の利便性の向上を図る。
県税等のコンビニエンスストア収納	コンビニエンスストアを利用した収納事務を収納代行業者に委託することで、納税者の利便性の向上を図る。
自動車税のペイジー収納	金融機関の窓口のほか、ATMやインターネットバンキングを利用して納付できるようにすることで、納税者の利便性の向上を図る。
地方税共同機構負担金	地方税共同機構が運用する地方税ポータルシステム（通称：eLTAX（エルタックス））や自動車保有関係手続のワンストップサービス（通称：OSS）の運用経費及び共通納税システムや地方税統一QRコードによる納付に係る共同収納手数料を負担し、インターネット上でのオンライン申請やキャッシュレス納付を可能にすることで、納税者の利便性の向上を図る。
インターネット公売	スマートフォンなどからも参加できるインターネット上での公売を実施することで、滞納税額の徴収のため差し押さえた不動産、自動車、動産等の換価の促進を図る。
地域公共交通「リ・デザイン」推進事業	地域公共交通の維持・確保に向けて、より持続可能性の高い公共交通への再構築（リ・デザイン）を推進するため、地域の実情に応じた路線の再編や交通モードの転換などの取組に対して支援を行う。
「誰にもやさしい」まちづくり事業	車椅子利用者をはじめ、視覚及び聴覚に障害がある方、高齢者、妊産婦、及び幼児連れの方などが安心して外出できるよう、県内の公共的施設、福祉施設及び商業施設などのバリアフリー情報を、ちばバリアフリーマップにより提供する。
社会福祉施設等総合情報提供システム事業	県内の事業所や施設等の情報をインターネット上で検索できるシステム（ちば福祉ナビ）を運用することで、福祉サービスを利用しようとする県民の利便性の向上を図る。
健康福祉情報の森事業	一般的な事例に関するQ&Aや各種相談窓口等をホームページ上に掲載することで、県民の健康、福祉に関する情報へのアクセシビリティの向上を図る。
放課後児童支援員等研修事業 【再掲】	eラーニングを活用し、放課後児童支援員となるための認定資格研修や放課後児童クラブに従事する職員の資質の向上を図るための資質向上研修を実施する。
健康づくり情報ナビゲーター事業	県民の健康課題を明らかにし、科学的な根拠に基づいた保健医療を推進するため、健康・医療・福祉情報の発信等を通じ、県民や市町村・保健所（健康福祉センター）等を支援し、県の実態に即した健康づくりを推進する。
保育士等キャリアアップ研修事業 【再掲】	保育士の定着及び質の向上を図るため、一定の経験を積んだ保育士等を対象として、eラーニングを活用したキャリアアップ研修を実施する。

子育て支援員研修事業	多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するため、eラーニングを活用した子育て支援員研修を実施する。
チーパス・スマイル運営管理事業	結婚から妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援を行うため、ウェブサイトで、結婚、子育て関連情報の配信を行う。
医療機能情報提供事業	患者等が、病院等（薬局を含む。）の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するウェブサイト（医療情報ネット「ナビイ」）により情報提供を行う。
ちば救急医療ネット運営事業	救急患者の迅速かつ適切な搬送や、県民に休日当番医等の情報を提供するため、「ちば救急医療ネット」を運用する。
遠隔医療設備整備事業	医療の地域格差の解消や、医療の質を確保するため、医療機関に対し、情報通信技術を応用した遠隔医療に必要な設備整備の支援を行う。
障害者IT支援事業	障害者ITサポートセンターを設置運営し、パソコン及び関連ソフトウェアの購入相談、パソコン等情報通信機器の操作方法の習得支援等を実施することにより、障害のある人のIT利用を総合的に支援する。
介護生産性向上推進総合事業	介護現場の生産性向上のさらなる推進に向け、介護事業者に対し、ワンストップ型の支援を実施するため、介護生産性向上総合相談センターを設置し、事業者からの相談対応から介護ロボットやICT導入等に係る取組までを一体的に実施する。
中小企業デジタル技術活用支援事業【再掲】	デジタル技術の活用による県内中小企業の技術の高度化や生産性の向上を図るため、専門家等による中小企業への訪問を通じた課題等の把握や解決に向けた伴走支援を進めるとともに、人材育成のための研修や、企業等が連携して行う実証プロジェクトに対する助成等を行う。
外国語SNSを活用した観光情報発信強化事業	海外への観光プロモーションの手段として、SNSによる発信は必須であるため、ウェブサイト運営に加え、日常的にSNSを利用しているターゲット国の潜在的日本ファンに対し観光コンテンツを積極的に発信する。
観光統計調査事業	観光施策立案に必要な観光客の動向を把握するため、国の「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく観光統計調査を実施し、収集した各種データ、観光客向けアンケート調査結果を活用し、経済波及効果及び結果分析を行う。
デジタルマーケティング事業【再掲】	データに基づく効果的な観光振興を図るため、県内観光客の人流等のビッグデータを分析し、誘客促進に向けた施策の検討や、観光客のニーズに即した情報発信などを行う。
ちばワーケーション受入促進事業【再掲】	ワーケーションの受入促進を図るため、ホームページやワークショップ等により県の魅力を発信するとともに、県内でワーケーションを行う企業等に対して実施経費の一部を助成する。
県立テクノスクールにおける職業訓練の実施	あらゆる産業分野におけるITの利活用ができる人材のニーズの高まりを見据え、テクノスクールにおいて、オンラインによる訓練を活用するとともにIT活用スキルの習得やITリテラシーの向上に向けた職業能力開発を推進する。
離職者等再就職訓練事業	大学や専修学校、企業等が持つ教育訓練資源を最大限に活用した離職者等を対象とする職業訓練の中で、ITパスポートの取得等の基礎的なITリテラシーの習得を目指すコース

	を設定し、基礎的なIT知識を身につけている人材の育成を図る。
「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業【再掲】	県内園芸産地の生産力を強化・拡大するため、ハウス等の施設整備や省力化機械等の導入、老朽化した温室等の改修、スマート農業の導入に必要な環境モニタリング装置等の整備に対し、助成する。
スマート農業導入実証事業【再掲】	地域や産地の将来を鑑み、今後導入が必要と考えられるスマート農業の実証を進める。
農林総合研究センター機能強化事業	近年発達がめざましいセンシング技術・ICT技術等を利用して、精密かつ省力的な農作物の栽培管理技術の開発を行う。
森林クラウドの活用	森林クラウド等のICT活用により、県・市町村・林業事業者が保有する森林関連情報をクラウド上で共有し、業務の効率化を図るとともに、森林整備を推進する。
スマート水産業推進事業のうち千葉県水産情報総合利用ネットワーク高度化事業	漁業者の効率的な操業を支援するため、水産情報通信センターが運用するホームページ「千葉県水産情報総合利用ネットワーク」において、沿岸の詳細かつ精度の高い水温・潮流予測情報を提供するとともにスマートフォン対応を行う。
漁業試験調査指導事業のうち漁況海況予報事業（水産総合研究センター研究事業）	漁業操業の効率化に資するため、房総半島周辺海域の漁況及び海洋環境を把握するとともに、漁況・海況の現状及び予測情報を漁業者に提供する。
生涯学習情報提供システムの運用	生涯学習センター（さわやかちば県民プラザ）を拠点として、生涯学習に関する各種情報を収集し、インターネットにより提供する。
県内図書館横断検索システム推進事業	県立図書館や市町村立図書館等の蔵書をインターネットにより同時に検索するシステムを整備する。
博物館情報システム	県民資産である博物館資料の情報を、ホームページ等と連携して情報提供し、また、特定のテーマで構成するデジタルミュージアムを制作・公開し、いつでも本県の文化・自然等の情報にアクセスできるようにする。
ふさの国文化財ナビゲーション	国・県指定等文化財と周知の埋蔵文化財包蔵地の地理情報及び関連情報をちば情報マップにおいて広く県民に提供する。

4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 都道府県道等の整備

施策名	内 容
国 道 (県管理分)	(1) 改築5路線 35、200m <ul style="list-style-type: none"> ・国道126号 幅員 9.5(7.0)m 延長 13、000m (匝瑳市、旭市) ・国道297号 幅員14.0~14.5(6.5)m 延長 6、600m (勝浦市、大多喜町) ・国道410号 幅員10.0(6.0)m 延長 2、300m (南房総市) ・国道465号 幅員10.7(6.0)m 延長 10、400m (大多喜町、いすみ市) ・国道356号 幅員 9.0(6.5)m 延長 2、900m (東庄町)
県 道	(1) 改築17路線 延長 36,175m <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道 市原天津小湊線 幅員11.0 (6.0) m 延長 5,220m (鴨川市) ・主要地方道 天津小湊夷隅線 幅員 10.5 (6.0) m 延長 560m (勝浦市) ・主要地方道 成東酒々井線 幅員 16.5 (6.0) m 延長 1,500m (山武市)

	<ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道 飯岡一宮線 幅員 20.0 (6.5) m 延長 1,965m (山武市, 九十九里町) ・一般県道 外野勝山線 幅員10.5 (6.0) m 延長 2,200m (鋸南町) ・一般県道 富山丸山線 幅員10.7 (6.0) m 延長 5,570m (南房総市) ・一般県道 和田丸山館山線 幅員10.0 (6.0) m 延長 2,280m (南房総市) ・一般県道 犬掛館山線 幅員10.7 (6.0) m 延長 3,400m (南房総市) ・一般県道 下総橋停車場東城線 幅員10.5 (6.0) m 延長 2,640m (東庄町) ・一般県道 南総一宮線 幅員10.7 (6.0) m 延長 1,900m (長南町) ・一般県道 天津小湊田原線 幅員11.0 (6.0) m 延長 790m (鴨川市) ・一般県道 夷隅端沢線 幅員10.5 (6.0) m 延長 1,500m (いすみ市) ・一般県道 横芝山武線 幅員16.0 (6.5) m 延長 1,650m (山武市) ・一般県道 成田成東線 幅員12.0 (6.0) m 延長 2,300m (山武市) ・一般県道 八日市場山田線 幅員16.0 (6.5) m 延長 400m (匝瑳市) ・一般県道 飯岡片貝線 幅員10.5 (6.0) m 延長 1,800m (匝瑳市) ・一般県道 小見川海上線 幅員11.0 (6.0) m 延長 500m (香取市)
農 道	<p>(1)新設 1路線 延長 3,217m (南房総市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域営農団地農道整備事業(安房2期地区) 幅員 7.5 (6.0) m
林 道	<p>(1)改良 10路線 延長 2,800m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南房総市 5路線 幅員 4.0m 延長 1,300m 畑塩井戸線 100m 増間線 400m 大沢線 500m 山倉線 100m 奥山仲尾沢線 100m 嶺岡線 100m ・鴨川市 3路線 幅員 4.0m 延長 1,400m 奥谷線 300m 浜荻線 800m 天津線 300m ・大多喜町 1路線 幅員 4.0m 延長 100m 泉水西部田線 100m <p>(2)舗装 8路線 延長 9,500m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南房総市 7路線 延長 8,300m 伊予ヶ岳線 600m 海老敷線 1,000m 畑塩井戸線 1,000m 増間線 2,300m 山倉線 1,500m 中尾沢線 800m 平倉線 1,100m ・大多喜町 1路線 幅員 5.0m 延長 1,200m 大勝線 1,200m

※幅員の数値について、()外：全幅員、()内：有効幅員

(2) 交通確保対策

施策名	内 容
地域公共交通「リ・デザイン」推進事業【再掲】	地域公共交通の維持・確保に向けて、より持続可能性の高い公共交通への再構築(リ・デザイン)を推進するため、地域の実情に応じた路線の再編や交通モードの転換などの取組に対して支援を行う。
千葉県J R線複線化等促進期成同盟負担金	千葉県内J R線の複線化等鉄道整備並びに利便性の向上を促進し、産業経済の発展と県民生活の向上に資することを目的として、県と沿線市町村等が協議を行い、要望活動等を実施する。
鉄道輸送対策事業費補助	鉄道事業者が実施する安全性向上に資する設備整備等を支援するため、国及び市町村と協調して補助を行う。
いすみ鉄道基盤維持費補助	いすみ鉄道が安定した経営を継続するため、いすみ鉄道株式会社に対し「上下分離方式(みなし)」の考え方により、鉄道基盤維持費や車両の更新費用等を関係市町とともに補助を

	行う。
いすみ鉄道運行経費補助	房総半島に来訪者を呼び込む重要な観光資源であるいすみ鉄道に対し、安全輸送の徹底やサービスの向上をより一層図るため、鉄道運行に係る経費の一部について、関係市町とともに補助を行う。
バス対策地域協議会運営事業	生活に欠かせないバス路線を維持するため、バス事業者、市町村、県、国等からなる「千葉県バス対策地域協議会」において協議を行い、生活交通の維持確保に関する方策を検討する。
バス運行対策費補助	地域住民の生活に必要なバス路線のうち、輸送人員の減少等のため路線維持が困難となっている広域的・幹線的バス路線に対し、国と協調して助成措置を行う。
路線バス運転手確保対策事業	地域に不可欠な路線バスを維持するため、交通事業者が運転手の確保のために実施する労働環境の整備やUIターン人材の確保に向けた取組に対して支援するほか、合同就職説明会等を開催する。

5 生活環境の整備

施策名	内容
南房総広域水道用水供給事業市町村補助金	市町村の南房総広域水道企業団に対する負担の軽減を図るため、南房総広域水道企業団が平成5年度及び平成7年度に行った事業費増額改定に伴い増加した夷隅・安房郡市8市町一般会計の負担額の一部を補助する。
市町村水道総合対策事業補助金	県内の水道料金格差を是正し、住民の負担を軽減するとともに、事業者の経営の健全化を図るため、市町村等が経営する水道事業に対し補助を行う。
生活排水対策浄化槽推進事業補助金	生活排水対策を推進するため、くみ取便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、閉鎖性水域の流域における高度処理型合併処理浄化槽の設置をする者に対して市町村が行う助成事業に補助する。
地すべり対策事業	地すべりによる土砂災害から人家や公共的施設を守り、地域の安全を確保するため、地すべり防止区域において、すべりの誘因となる地下水を排除する対策工や滑動する土塊を抑える構造物などを整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・平久里下地区（平成22年度～令和11年度）（南房総市） ・平久里中地区（平成25年度～令和11年度）（南房総市） ・大井地区（平成22年度～令和11年度）（南房総市） ・平群地区（平成20年度～令和10年度）（南房総市） ・吉沢地区（平成29年度～令和11年度）（南房総市） ・増間地区（令和6年度～令和13年度）（南房総市） ・市井原地区（平成26年度～令和11年度）（鋸南町） ・井野川上地区（令和7年度～令和10年度）（南房総市） ・法明地区（令和元年度～令和8年度）（鴨川市） ・奈良林地区（令和8年度～令和8年度）（鴨川市） ・細野地区（令和9年度～令和9年度）（鴨川市）
農業集落排水事業	市町村が実施する、農業集落におけるし尿や生活雑排水を処理する施設の機能強化事業等に補助する。
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域において擁壁や法枠などの施設整備を実施し、急傾斜地の崩落による災害から人命を守る。
一宮川流域浸水対策特別緊急事業	令和元年10月25日の大雨と同規模の降雨に対して、河川整備及び土地利用施策等を実施し、令和11年度までに家屋等

	の浸水被害ゼロを目指す。
河川維持事業	河川本来の流下能力を確保するための堆積土砂撤去や竹木伐採を行う。
消防防災施設強化事業	地域における消防施設等の整備を促進し、消防防災体制のより一層の充実を図るため、市町村等が行う救急高度化推進整備、消防団総合整備等に要する経費に対し補助を行うとともに、知事の指示により出動する県内広域応援隊登録車両等に対する補助を行う。
孤立集落対策緊急支援補助金	能登半島地震において、道路の寸断等で孤立した集落が多く発生し、救助や物資供給等の公助が行き届かない事態が生じたことから、市町村が実施する孤立集落対策にかかる取組に対し、集中的に支援を行う。

6 子育てを支える環境の充実、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

施策名	内容
中核地域生活支援センター事業	中核地域生活支援センターにおいて、子ども、障害者、高齢者などの対象者横断的に、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護事業を行う。 また、生活困窮者に対する自立支援の強化を図るため、町村部を所管する同センターを対象に、包括的な相談支援等を行う支援員を配置する。
介護予防の推進	市町村が地域の多様な資源を活用しながら介護予防の取組を効率的に実施できるよう、広域的な観点から市町村の取組を支援する。 また、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関として、市町村が設置する地域包括支援センターの業務が円滑に行われるよう、職員を対象に研修を行う。
地域密着型サービスの普及促進	地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備に要する経費や開設前準備経費を助成する。 また、認知症対応型サービス事業者に必要な知識と技術を習得させるために、開設者や計画作成担当者向けの研修を行う。
障害者グループホーム等支援事業	独立した生活を求めている、又は家庭における介護等が困難な障害者に対し、グループホームの居室等を提供できるよう、必要な各種の支援等を行い、自立生活の助長や社会参加の促進を図る。
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る。

7 医療の確保

施策名	内容
多職種連携による医療・介護連携推進事業	在宅医療提供体制の更なる充実を図るため、在宅医療や介護等に係る多職種による協議会や研修会等を開催し、連携体制を促進するとともに、県民に対して在宅医療に関する知識の普及啓発を進める。
在宅医療スタートアップ支援事業	在宅医療を実施する医療機関の充実増加を図るため、医師等を対象とした在宅医養成研修やアドバイザー派遣を行う。
地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	地域における保健医療提供体制の推進及び地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化と連携の推進を目的とした会議

	を開催する。
医療施設等施設・設備整備事業	医療施設の充実を図るため、医療機関の施設・設備整備に対し、国庫補助金を活用し、補助を行う。
小児救急医療・周産期医療対策事業	小児救急医療・周産期医療の体制整備を図るため、小児の救急医療体制や周産期医療施設に対する助成を行う。
地域中核医療機関整備促進事業	公的医療機関等が行う新築や増改築等に要する経費について、助成を行う。
医師確保対策事業【再掲】	地域医療を安定的に提供するため、医師修学資金貸付事業、医師少数区域等医師派遣促進事業等により、医師の確保と県内への定着を図る。
看護職員確保対策事業【再掲】	地域医療に従事する看護職員の確保対策を強化するため、保健師等修学資金貸付事業により看護職員の育成と定着を図る。
医療機能情報提供事業【再掲】	患者等が、病院等（薬局を含む。）の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するウェブサイト（医療情報ネット「ナビイ」）により情報提供を行う。
ちば救急医療ネット運営事業【再掲】	救急患者の迅速かつ適切な搬送や、県民に休日当番医等の情報を提供するため「ちば救急医療ネット」を運用する。
地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	病院や介護老人保健施設から退院（退所）した患者等が、住み慣れた地域においてリハビリテーションサービスを連続的かつ適切に受けられるよう、地域の医療機関、保健・福祉施設、市町村、保健所（健康福祉センター）等が連携した地域リハビリテーション支援体制の整備推進を図る。

8 教育の振興

施策名	内容
特別非常勤講師配置事業	児童生徒一人一人の個性を生かす多様な教育活動を展開するために、全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動において、優れた知識や技能を持つ地域人材が非常勤講師として教員と連携して授業を行うことで、地域人材の活用を図る。
「コミュニティ・スクール」設置推進事業	「地域とともにある学校づくり」を進めるため、教育委員会より任命された保護者や地域住民が、一定の権限を持って学校運営とそのために必要な支援について協議する、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置及び地域学校協働活動との一体的な取組を推進する。
地域と学校の連携・協働体制構築事業	「地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、幅広い地域住民等の参画を得て地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校の連携体制を基盤とした緩やかなネットワークを形成する「地域学校協働本部」を整備し、地域学校協働活動推進員等が地域と学校をつなぎながら、コミュニティ・スクールとの一体的な取組を推進する。
生涯学習情報提供システムの運用【再掲】	生涯学習センター（さわやかちば県民プラザ）を拠点として、生涯学習に関する各種情報を収集し、インターネットにより提供する。

学習成果の評価に関する調査研究	県民の生涯学習を奨励する取組として、講座受講等の生涯学習記録が書き込める「ちばネット手帳」を配布し、その累積単位数に応じて「奨励証」を交付する。あわせて、「奨励証」の交付を受けた県民の学習成果を、県全体の生涯学習社会の推進に還元する方策などについて研究する。
県立青少年教育施設主催事業	県立青少年教育施設において、地域の自然や人材などを生かした自然体験や生活体験事業を開催する。
県内図書館横断検索システム推進事業【再掲】	県立図書館や市町村立図書館等の蔵書をインターネットにより同時に検索するシステムを整備する。
市町村立図書館等協力・援助事業	県立図書館から図書館協力車が各市町村へ週1回巡回し、相互貸借資料の搬送を行うなど市町村立図書館等への協力・援助を行う。
県立博物館の展示・教育普及事業	県立博物館が収蔵する資料を活用した講座や学芸員による観察会等を通して、地域の自然や歴史・文化を紹介する。
ボランティア活動の推進事業	青少年のボランティア活動に関わる相談、普及・啓発、情報収集・発信、ネットワーク化の推進等の支援を行う。

9 地域文化の振興等

施策名	内容
県民芸術劇場公演の開催	県民に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、本県を代表するプロのオーケストラである千葉交響楽団による県内各地での巡回公演を、市町村・文化団体等地元主催者と共催で開催する。
県立博物館の展示・教育普及事業【再掲】	県立博物館が収蔵する資料を活用した講座や学芸員による観察会等を通して、地域の自然や歴史・文化を紹介する。
文化財保存・活用事業の促進	(1)文化財保存整備助成事業 文化財の適切な保存と活用を図るため、国及び県指定文化財等の保存整備・修理等の事業に対し助成する。 (2)文化財管理助成事業 国指定の文化財の維持管理に万全を期すために設置した自動火災報知器・消火設備等の整備や保守点検、環境整備等の経費に対して助成する。 (3)史跡等購入助成事業 市町村が、国指定史跡等の保存整備及び公開活用を図るために行う公有化事業に対して助成する。

10 再生可能エネルギーの利用の推進

施策名	内容
住宅用設備等脱炭素化促進事業	家庭における地球温暖化対策の推進に加え、災害時における電源の確保を図るため、太陽光発電設備を設置している家庭に対し、蓄電池の導入経費を助成する。
業務用設備等脱炭素化促進事業	事業者における脱炭素化の取組を促進するため、省エネ設備の導入に加え、太陽熱・風力・バイオマスなどの再生可能エネルギー供給設備や蓄電池の導入経費を助成する。
太陽光発電設備等共同購入支援事業	県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備・蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することにより、スケールメリットを活かし価格低減を図ることで、家庭や事業者への再生可能エネルギーの導入を促進する。
新エネルギーに係るワンストップ窓口	市町村や事業者等による再生可能エネルギーの導入等を支援するため、相談対応や情報提供を行う。

海洋再生可能エネルギー導入・産業創出研究事業	洋上風力発電について、地元の合意形成を図りながら導入の検討を進めるとともに、県内企業の洋上風力発電関連事業への参入を促進するため、セミナーやビジネスマッチング商談会を開催する。
千葉県信用保証料補助金（環境保全資金信用保証料補助金）	県内中小企業のカーボンニュートラルの取組を支援するため、中小企業振興資金を利用して設備の導入等を行う場合に信用保証料の一部を助成します。

11 住民との協働の促進

施策名	内容
協働・共創によるコミュニティづくりの普及・促進	様々な主体による連携・協働・共創の理解を深め、各地域で連携・協働・共創を推進する契機となるよう、講演会や交流会、ワークショップ等を実施します。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

施策名	内容
市町村振興資金の貸付	地域の秩序ある発展と住民福祉の向上に寄与するために、市町村が実施する事業について、低利の資金の貸付を行う。